

●第3期栗東市障がい者基本計画（案）

●第6期栗東市障がい福祉計画（案）

＜第2期栗東市障がい児福祉計画（案）＞

令和3年1月

栗 東 市

(表紙裏：白紙)

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画策定の趣旨	1
3. 計画策定の位置づけ	3
4. 計画の期間	5
第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題	6
1. 栗東市の人口の推移	6
2. 障がいのある人の推移	7
3. 障がいのある人の生活支援の状況.....	10
4. 第5期計画の障がい福祉サービスの実績.....	14
5. 障がい福祉アンケート・団体ヒアリング調査結果.....	22
第3章 計画の基本的な考え方.....	32
1. 基本理念	32
2. 基本方針	33
3. 計画の基本体系	34
第4章 障がい者基本計画（施策の展開）	35
1. 理解と交流の促進	35
2. 保健・医療の充実	44
3. 生活支援の充実	50
4. 学習機会の充実と社会参加の促進.....	69
5. 就労の促進	81
6. 生活環境の整備	86
7. 防災・災害時支援の充実	91
第5章 障がい福祉計画（成果目標・事業量見込）	93
1. 成果目標の設定	93
2. 障がい福祉サービスの見込量と確保の方策.....	98
3. 地域生活支援事業の見込量と確保の方策.....	108
4. 障がい児サービスの見込量と確保の方策.....	114
5. その他活動指標	118
第6章 計画の推進.....	123
1. 計画の推進体制	123
2. 地域における各種関係団体、民間企業等との連携.....	123
3. 計画の見直し	123
資料編	124

(目次裏：白紙)

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

国の障がい福祉施策においては、平成 26 年 1 月の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）※」の批准及びそれを契機とした国内法の整備・改正が行われ、障がい者支援に関する制度や施策の考え方が近年大きく変化しており、障がい者の日常生活を支える体制の整備から、障がい者の人権擁護、就労や雇用に関する問題の是正などに取り組まれています。

滋賀県においては、平成 30 年 3 月に「滋賀県障害者プラン【改定版】」を策定し、「みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる」を基本理念に、障がいのある方が「地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現」を基本目標としています。また、すべての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例※」が平成 31 年 4 月（10 月全部施行）から施行されました。

2. 計画策定の趣旨

本市においては、「第六次栗東市総合計画」（令和 2 年度～令和 11 年度）では、市の将来像を「いつまでも住み続けたいくなる安心な元気都市 栗東」と定め、まちづくりの各分野に取り組んでいます。その中で、障がい福祉の分野では、令和 2 年 10 月より「栗東市手話言語条例」「栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例」を施行し、障がい者の情報伝達に関わる環境を向上させるための取り組みを推進しています。

それらの取り組みも含めた、障がいのある人の自立と社会参加を促進する地域共生社会を実現するまちづくりをめざすために、「第 3 期栗東市障がい者基本計画 第 6 期栗東市障がい福祉計画 第 2 期栗東市障がい児福祉計画」（以下、本計画という）を策定します。

■障がい者関連法整備の主な動き

年	主な動き
平成 25 年	4 月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」の一部施行 ・理念の具体化、難病*患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 4 月 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」の施行 ・障がい者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定 等
平成 26 年	1 月 日本が「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」を批准 4 月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)*」の一部施行 ・障がい支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等
平成 28 年	4 月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)*」の施行 ・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮*の提供、自治体の差別解消の取り組み 等 4 月 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(障害者雇用促進法)」の施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 5 月 「成年後見制度*の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)」の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等 8 月 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 30 年	4 月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行 ・障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 6 月 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術推進法)」の施行 ・障がい者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等
令和 2 年	4 月 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(改正障害者雇用促進法)」の施行 ・障がい者の短時間雇用に対する特例給付金の支給、障がい者雇用に対する優良事業者の認定制度の創設 等

3. 計画策定の位置づけ

(1) 法令等の根拠

- 「第3期栗東市障がい者基本計画」は、「障害者基本法※」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般に係る理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。
- 「第6期障がい福祉計画」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条第1項の規定による「市町村障害福祉計画」として、「第2期障がい児福祉計画」は「児童福祉法」第33条の20条第1項の規定による「市町村障害児福祉計画」として、本市における障がい福祉サービス※や相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、各年度における障がい福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めた計画です。

■障害者基本法(昭和45年法律第84号)

第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成17年法律第123号)

第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

■児童福祉法(昭和22年法律第164号)

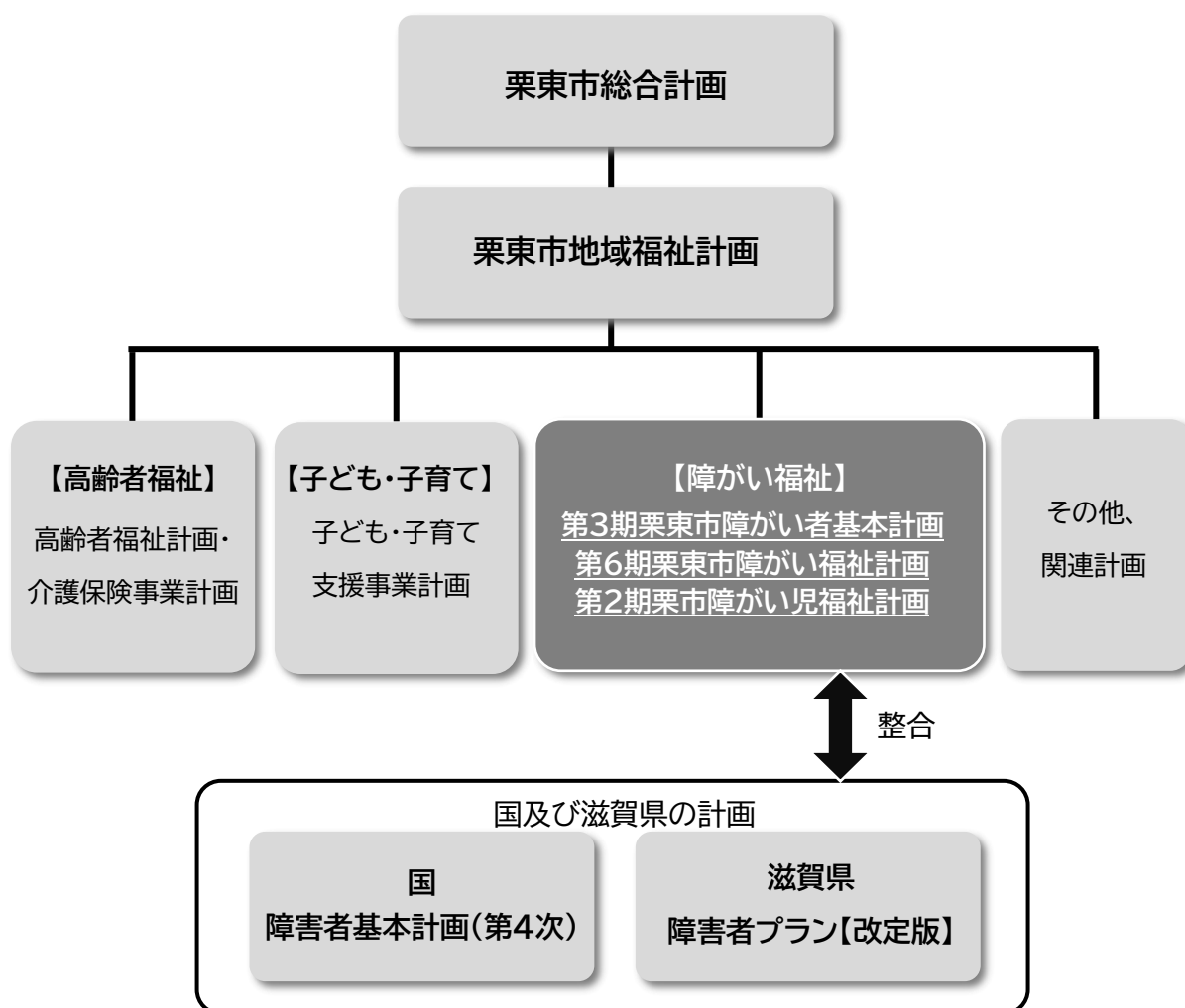
第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は本市のまちづくりの基本方針である「栗東市総合計画」を最上位計画とします。また、福祉分野の上位計画である「栗東市地域福祉計画」を踏まえた計画として、これらの上位計画と整合性を図り、関連づけながら推進していきます。なお、今後の障がい者施策を効果的に進められるよう、「第3期栗東市障がい者基本計画」と「第6期栗東市障がい福祉計画（第2期栗東市障がい児福祉計画含む）」を一体的に策定します。

また、国の「障害者基本計画」や滋賀県の「滋賀県障害者プラン【改定版】」など、国・県の関連計画との整合性を図るものとします。



4. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度を初年度とし、令和8年度までの6か年の計画とします。また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は3年を1期として策定することとなっています。第6期栗東市障がい福祉計画（第2期栗東市障がい児福祉計画含む）は、令和3年度から令和5年度までを計画期間として作成します。

ただし、計画期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

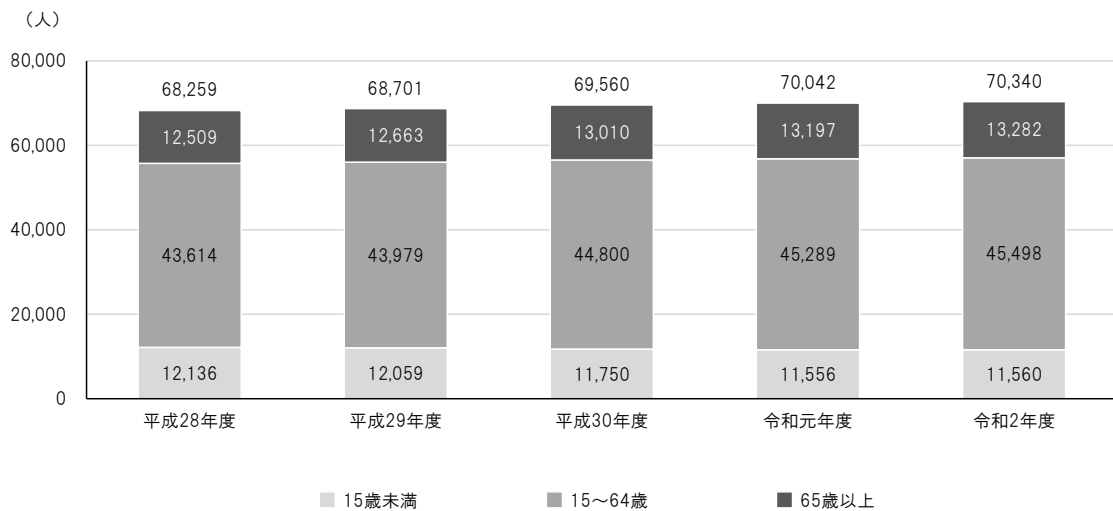
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者 基本計画	第2期計画		第3期計画					
障がい 福祉計画	第5期計画		第6期計画			第7期計画（予定）		
障がい児 福祉計画	第1期計画		第2期計画			第3期計画（予定）		

第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

1. 栗東市の人口の推移

本市の人口は、令和2年9月30日現在で70,340人となっており、年々増加しています。年齢別でみると、15歳未満は令和元年度までは減少していましたが、令和元年度から令和2年度にかけては増加しています。15～64歳、65歳以上は年々増加しています。

■年齢別人口の推移



※各年度3月31日現在、令和2年度は9月30日現在

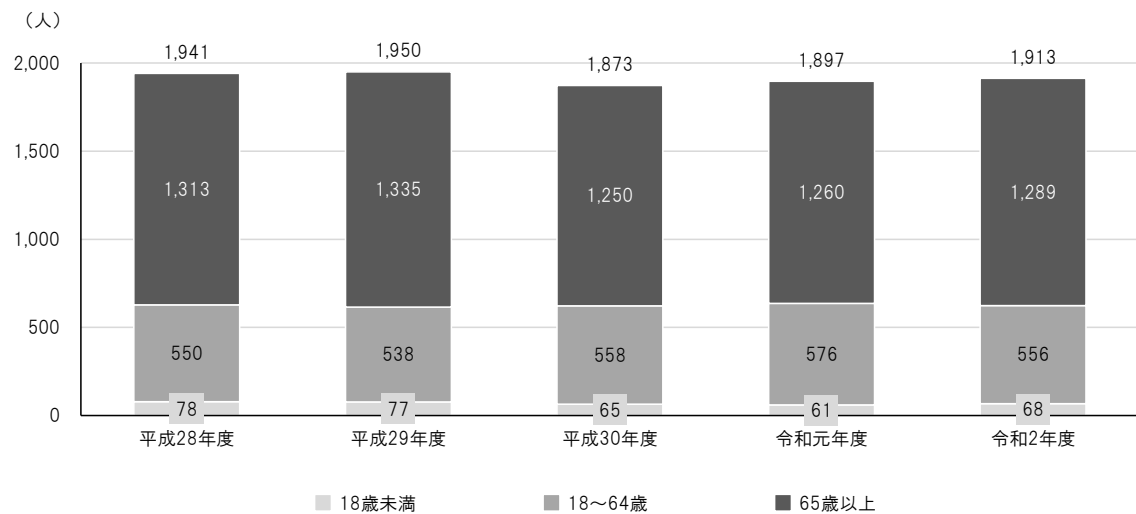
資料：住民基本台帳

2. 障がいのある人の推移

(1) 身体障がいのある人

身体障がいのある人の数は、令和2年9月30日現在で1,913人となっており、平成29年度から平成30年度にかけて減少したものの、平成30年度からは年々増加しています。年齢別でみると、18歳未満は年々減少していますが、18～64歳、65歳以上は増減を繰り返しています。障がい等級別でみると、いずれの年度においても1級が最も高くなっています。

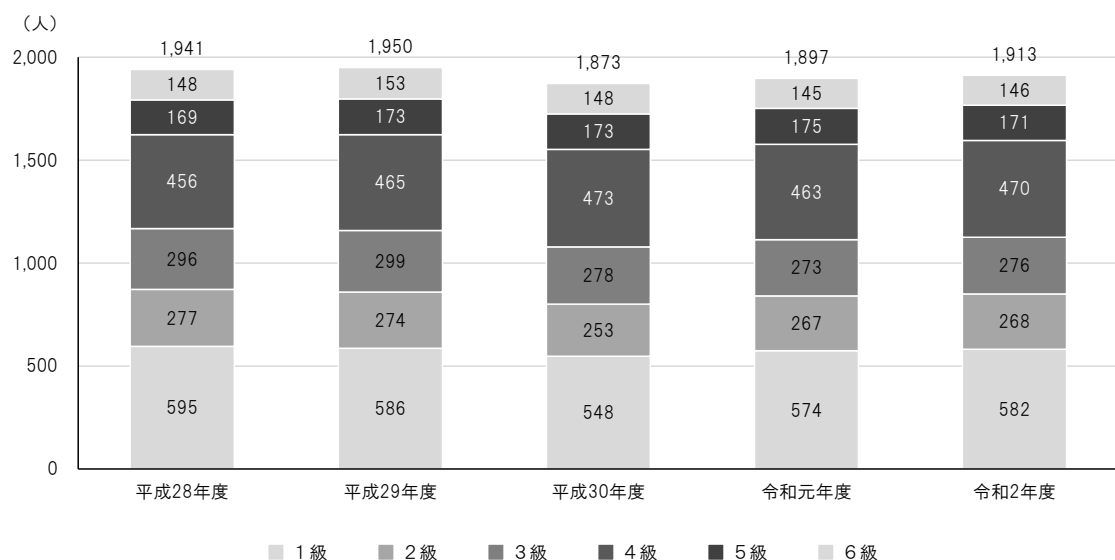
■年齢別身体障害者手帳交付数の推移



※各年度3月31日現在、令和2年度は9月30日現在

資料：障がい福祉課

■障がい等級別身体障害者手帳交付数の推移



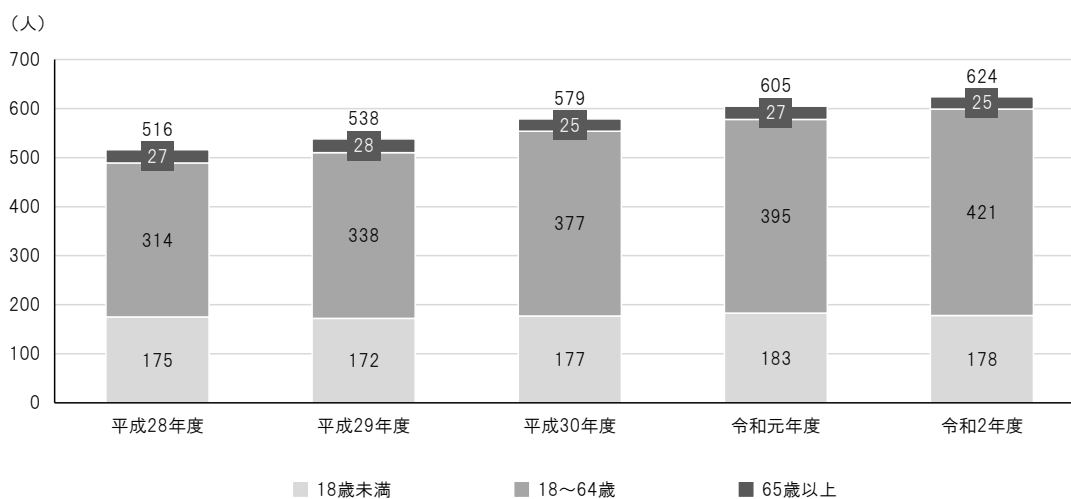
※各年度3月31日現在、令和2年度は9月30日現在

資料：障がい福祉課

(2) 知的障がいのある人

知的障がいのある人の数は、令和2年9月30日現在で624人となっており、年々増加しています。年齢別でみると、18～64歳の増加が大きくなっています。判定別でみると、B判定（中度・軽度）の増加が大きくなっています。

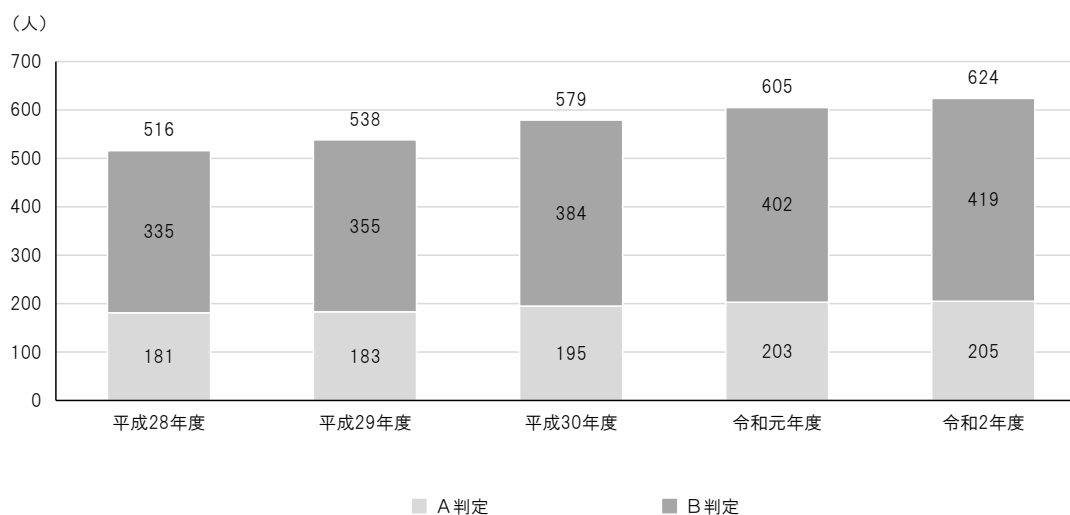
■年齢別療育手帳交付数の推移



※各年度3月31日現在、令和2年度は9月30日現在

資料：障がい福祉課

■判定別療育手帳交付数の推移



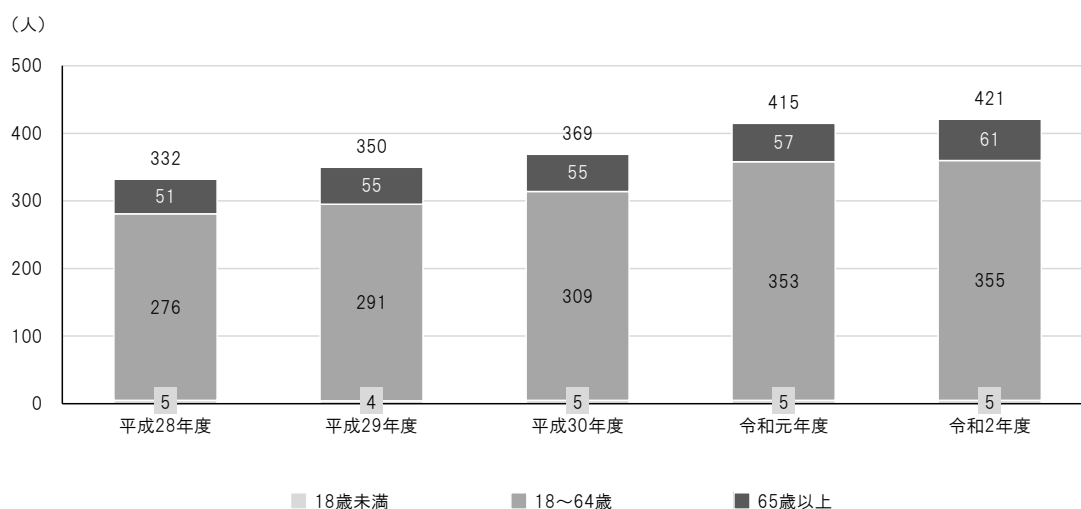
※各年度3月31日現在、令和2年度は9月30日現在

資料：障がい福祉課

(3) 精神障がいのある人

精神障がいのある人の数は、令和2年9月30日現在で421人となっており、年々増加しています。年齢別でみると、18～64歳の増加が大きくなっています。障がい等級別でみると、2級（中度障がいのある人）の増加が大きくなっています。

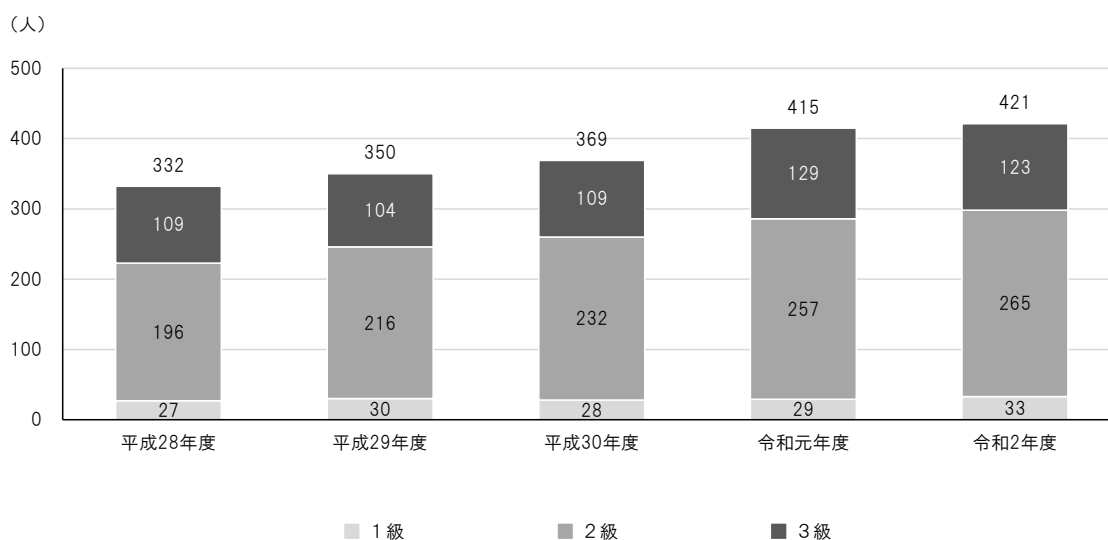
■ 年齢別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移



※各年度3月31日現在、令和2年度は9月30日現在

資料：障がい福祉課

■ 障がい等級別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移



※各年度3月31日現在、令和2年度は9月30日現在

資料：障がい福祉課

3. 障がいのある人の生活支援の状況

(1) 公的サービスの現状

① 在宅生活支援サービス

(ア) 補装具の交付・修理

補装具の交付・修理は平成 29 年度から年々減少しており、利用者数は平成 30 年度で 187 人、令和元年度では 152 人となっています。

■補装具の交付・修理の利用推移

(単位：人)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者延べ人数	150	197	187	152

※各年度 3 月 31 日現在

(イ) 心身障がい児・者紙おむつ助成制度

心身障がい児・者紙おむつ助成制度は増減を繰り返しており、対象人数は平成 30 年度で 48 人、令和元年度では 45 人となっています。

■心身障がい児・者紙おむつ助成制度

(単位：人)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
対象人数	42	41	48	45

※各年度 3 月 31 日現在

(ウ) 在宅重度障がい者住宅改造費助成制度

在宅重度障がい者住宅改造費助成制度は、利用件数が平成 29 年度は 0 件でしたが、その他の年度は 1 ～ 4 件程度となっています。

■在宅重度障がい者住宅改造費助成制度

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用件数（件）	1	0	3	4
助成額（千円）	350	0	977	1,029

※各年度 3 月 31 日現在

②保健・医療サービス

(ア) 自立支援医療（育成医療）の給付

自立支援医療（育成医療）受給者数は増減を繰り返しており、平成 30 年度で 32 人、令和元年度では 27 人となっています。

■自立支援医療（育成医療）の給付

（単位：人）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
肢体不自由	12	8	12	7
視覚障がい	4	1	1	2
聴覚・平衡機能障がい	0	0	0	0
音声・言語機能障がい	13	13	19	16
じん臓障がい	0	0	0	0
その他内臓障がい	7	4	0	2
計	36	26	32	27

※各年度 3 月 31 日現在

(イ) 自立支援医療（更生医療）の給付

自立支援医療（更生医療）受給者数は平成 29 年度から年々増加しており、平成 30 年度で 162 人、令和元年度では 170 人となっています。

■自立支援医療（更生医療）の給付

（単位：人）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
肢体不自由	40	15	21	25
視覚障がい	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障がい	2	0	1	0
音声・言語機能障がい	1	1	0	2
じん臓障がい	164	118	118	119
その他内臓障がい	40	18	22	24
計	247	152	162	170

※各年度 3 月 31 日現在

(ウ) 自立支援医療（精神通院医療）の給付

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は平成 28 年度から年々増加しており、平成 30 年度で 901 人、令和元年度では 949 人となっています。

■自立支援医療（精神通院医療）の給付

（単位：人）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
対象人数	795	827	901	949

※各年度 3 月 31 日現在

(エ) 重度心身障がい老人等医療費の助成

重度心身障がい老人等医療費の助成実績は、受給者数が令和元年度で 472 人となっています。

■重度心身障がい者老人等医療費の助成

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受給者数（人）	507	496	482	472
年間受診件数（件）	14,063	13,991	13,661	13,685
1 人当たり助成額（円）	79,471	80,923	85,185	88,655

※各年度 3 月 31 日現在

(オ) 心身障がい者（児）医療費の助成

心身障がい者（児）医療費の助成実績は、受給者数が令和元年度で 591 人となっています。

■心身障がい者（児）医療費の助成

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受給者数（人）	589	574	568	591
年間受診件数（件）	13,586	14,091	14,536	15,041
1 人当たり助成額（円）	151,390	154,017	148,255	177,602

※各年度 3 月 31 日現在

(カ) 福祉医療費の助成

福祉医療費の助成実績は、受給者数が令和元年度で 8,445 人となっています。

■福祉医療費の助成

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受給者数（人）	8,754	8,659	8,509	8,445
年間受診件数（件）	148,489	147,766	151,355	150,922
1 人当たり助成額（円）	41,621	41,607	42,027	45,107

※各年度 3 月 31 日現在

※子ども入院医療助成を含む

※精神障がい者精神科通院医療費助成は含まない

4. 第5期計画の障がい福祉サービスの実績

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、2年間の月平均利用者数で6.7%増、サービス利用時間では4.2%増となっています。利用者数ともにサービス利用時間は微増となっており、実績値が計画値を下回る結果となっています。

■訪問系サービスの計画と実績

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護・重度訪問介護 ・行動援護・同行援護・ 重度障害者等包括支援	27,692 時間	26,109 時間	30,185 時間	27,351 時間	32,679 時間	15,254 時間
	222 人 (117 人)	205 人 (98 人)	242 人 (126 人)	222 人 (104 人)	262 人 (136 人)	226 人 (106 人)

※各年度3月31日現在、令和2年度は9月30日現在

※年間延べ時間、各年度末日における支給決定者数、()内は月平均利用者数

資料：障がい福祉課

(2) 日中活動系サービス

生活介護は、利用者数、サービス量ともに伸びてはいるものの、実績値は計画値を若干下回って推移しています。

自立訓練の「機能訓練」については、利用は増加しています。令和元年度でみると、実績値は計画値に対して約2倍となっています。「生活訓練」の利用も増加しているものの、計画値を若干下回っています。

就労移行支援は、平成30年度のサービス利用量では計画値に対して112.5%でしたが、令和元年度では65.0%に減少しています。

就労継続支援の「A型」では、利用者数でみると、平成30年度は計画値に対して95.3%でしたが、令和元年度は106.7%と利用実績が増加しています。一方「B型」では、令和元年度において利用者数が計画値と同じ実績となっています。

平成30年度から開始された就労定着支援については、平成30年度が2人、令和元年度は6人の利用となっています。

療養介護は、利用者数に変動なく計画で見込んだ実績となっています。

短期入所は、利用希望者数は計画値を若干下回っていますが、令和元年度の月平均利用者数では計画値と同じ実績となっており、サービス利用量では計画値に対して102.6%の実績となっています。

■日中活動系サービスの計画と実績

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	21,015 人日	19,925 人日	22,347 人日	20,743 人日	23,680 人日	10,754 人日
	1,147 人	1,135 人	1,219 人	1,198 人	1,292 人	641 人
自立訓練（機能訓練）	221 人日	229 人日	221 人日	433 人日	221 人日	308 人日
	11 人	11 人	11 人	24 人	11 人	18 人
自立訓練（生活訓練）	1,641 人日	1,385 人日	1,641 人日	1,450 人日	1,641 人日	598 人日
	96 人	78 人	96 人	91 人	96 人	32 人
就労移行支援	4,982 人日	5,603 人日	5,190 人日	3,371 人日	5,605 人日	954 人日
	288 人	343 人	300 人	209 人	324 人	64 人
就労継続支援（A 型）	4,668 人日	4,633 人日	4,668 人日	5,234 人日	4,668 人日	3,022 人日
	254 人	240 人	254 人	273 人	254 人	155 人
就労継続支援（B 型）	32,233 人日	32,122 人日	33,435 人日	34,117 人日	34,638 人日	18,028 人日
	1,911 人	1,868 人	1,982 人	1,985 人	2,053 人	1,044 人
就労定着支援	－	1 人	－	6 人	1 人	8 人
療養介護	13 人日	13 人日	13 人日	13 人日	13 人日	16 人日
短期入所	1,813 人日	1,718 人日	1,836 人日	1,887 人日	1,859 人日	485 人日
	140 人 (35 人)	130 人 (32 人)	141 人 (35 人)	135 人 (35 人)	143 人 (36 人)	134 人 (24 人)

※各年度 3 月 31 日現在、令和 2 年度は 9 月 30 日現在

※年間延べ時間、各年度末日における支給決定者数、() 内は月平均利用者数

ただし、就労定着支援、療養介護については月平均利用者数、短期入所については支給決定者数

資料：障がい福祉課

(3) 居住系サービス

共同生活援助は利用が伸びていますが、計画値に比べ利用実績は下回っています。

施設入所支援は利用が横ばい傾向で、令和元年度の延べ人数でみると、計画値に対し実績値は 97.5%となっています。

■居住系サービスの計画と実績

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
共同生活援助	416 人 (35 人)	386 人 (32 人)	432 人 (36 人)	406 人 (34 人)	448 人 (37 人)	203 人 (134 人)
施設入所支援	384 人 (32 人)	388 人 (32 人)	408 人 (34 人)	398 人 (33 人)	432 人 (36 人)	211 人 (35 人)
自立生活援助	—	—	—	0 人	1 人	0 人

※各年度 3 月 31 日現在、令和 2 年度は 9 月 30 日現在

※年間延べ人数、() 内は月平均利用者数、自立生活援助については月平均利用者数

資料：障がい福祉課

(4) 相談支援

相談支援の利用実績は、ほぼ計画値どおりの結果となっています。

■相談支援の計画と実績

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
相談支援						
計画相談支援	312 人	323 人	327 人	327 人	342 人	250 人
地域移行支援	1 人	—	1 人	—	1 人	0 人
地域定着支援	1 人	2 人	1 人	2 人	1 人	2 人

※各年度 3 月 31 日現在、令和 2 年度は 9 月 30 日現在

※計画相談支援は年間実人数、その他は月平均利用者数

資料：障がい福祉課

(5) 地域生活支援事業

①相談支援事業

利用希望者に対して、サービス提供ができています。

■相談支援事業の計画と実績

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
一般相談支援※委託事業所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
障害者虐待防止センター	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
地域自立支援協議会※	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
成年後見制度 利用支援事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
基幹相談支援センター※	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

※各年度 3 月 31 日現在、令和 2 年度は 9 月 30 日現在

資料：障がい福祉課

②意思疎通支援事業

令和元年度時点では、338 人の利用となっています。

■意思疎通支援事業の計画と実績

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
意思疎通支援事業						
手話通訳者数	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
実派遣件数	388 人	347 人	434 人	338 人	480 人	101 人

※各年度 3 月 31 日現在、令和 2 年度は 9 月 30 日現在

資料：障がい福祉課

③日常生活用具等給付等事業

利用希望者からの申請に対し、迅速な給付決定に努めています。

■日常生活用具給付等事業の計画と実績

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
①介護・訓練支援用具	7 件	5 件	10 件	3 件	13 件	2 件
②自立生活支援用具	11 件	7 件	13 件	5 件	16 件	4 件
③在宅療養等支援用具	11 件	12 件	13 件	26 件	16 件	20 件
④情報・意思疎通支援用具	12 件	10 件	14 件	11 件	16 件	2 件
⑤排泄管理支援用具	1,249 件	1,481 件	1,255 件	1,478 件	1,261 件	1,061 件
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1 件	0 件	1 件	1 件	1 件	1 件
⑦重度障がい者バリアフ リー支援機器	2 件	1 件	2 件	2 件	2 件	0 件

※各年度 3 月 31 日現在、令和 2 年度は 9 月 30 日現在

※年間延べ件数

資料：障がい福祉課

④手話奉仕員養成・研修事業

令和元年度時点では 14 人の利用となっています。

■手話奉仕員養成・研修事業の計画と実績

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話奉仕員養成・研修事業	20 人	12 人	20 人	14 人	20 人	0 人

※各年度 3 月 31 日現在、令和 2 年度は 9 月 30 日現在

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止

※年間受講者数

資料：障がい福祉課

⑤移動支援事業

障がいのある人の社会参加のために市の支給決定基準に基づいて希望者に速やかに支給しています。

■移動支援事業の計画と実績

区 分	平成 30 年度				令和元年度				令和 2 年度			
	計画値		実績値		計画値		実績値		計画値		実績値	
	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者
	利用時間		利用時間		利用時間		利用時間		利用時間		利用時間	
移動支援事業	28 か所	647 人	34 か所	2,884 人	28 か所	678 人	35 か所	2,713 人	28 か所	708 人	35 か所	1,068 人
	6,621 時間		6,931 時間		6,937 時間		6,691 時間		7,252 時間		2,415 時間	

※各年度 3 月 31 日現在、令和 2 年度は 9 月 30 日現在

※委託事業者数、年間延べ利用者数、年間延べ時間数

資料：障がい福祉課

⑥地域活動支援センター

地域活動支援センターの基礎的事業については、計画値に対して実績値が下回る状況となっています。

■地域活動支援センターの計画と実績

区 分	平成 30 年度				令和元年度				令和 2 年度			
	計画値		実績値		計画値		実績値		計画値		実績値	
	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者	か所	利用者
基礎的事業	2 か所	1,557 人	2 か所	732 人	2 か所	1,652 人	2 か所	1,007 人	2 か所	1,747 人	2 か所	520 人

※各年度 3 月 31 日現在、令和 2 年度は 9 月 30 日現在

※委託事業者数、年間延べ利用者数

資料：障がい福祉課

⑦その他のサービス

(日中一時支援)

計画値に対して実績値が下回って推移しています。

(その他のサービス)

ケアプランにより利用希望があると提供に向けての速やかな利用調整を行っています。

■その他のサービスの計画と実績

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
日中一時支援	159 人	158 人	165 人	157 人	171 人	149 人
訪問入浴サービス事業	3 人	4 人	3 人	5 人	3 人	6 人
スポーツ・レクリエーション教室等開催事業	702 人	786 人	742 人	772 人	782 人	0 人※
点字・声の広報等 発行事業	10 人	8 人	10 人	8 人	10 人	9 人
生活行動訓練事業	16 人	14 人	18 人	17 人	20 人	未実施
芸術・文化開催事業	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人

※各年度 3 月 31 日現在、令和 2 年度は 9 月 30 日現在

※実人数。ただし、日中一時支援、訪問入浴サービス事業については支給決定者数

※「スポーツ・レクリエーション教室等開催事業」の令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催できなかったため 0 人

資料：障がい福祉課

(6) 障がい児支援サービス

①障がい児通所支援サービス

児童発達支援は、計画値を上回るサービス利用がありました。

放課後等デイサービスは利用者数が年々増加しており、利用量については令和元年度でみると、計画値を上回っています。

医療型児童発達支援は、利用者数については計画値と実績値がほぼ一致しますが、利用量については、計画値を下回る利用となっています。

保育所等訪問支援は、今後も利用量が微増で推移する見込みです。

■障がい児通所支援サービスの計画と実績

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
児童発達支援	2,326 人日	2,798 人日	2,408 人日	3,602 人日	2,490 人日	1,609 人日
	61 人	70 人	63 人	74 人	65 人	74 人
放課後等デイサービス	14,567 人日	13,932 人日	15,368 人日	16,109 人日	16,008 人日	8,181 人日
	91 人	97 人	96 人	118 人	100 人	119 人
医療型児童発達支援	286 人日	196 人日	286 人日	91 人日	286 人日	0 人日
	4 人	3 人	4 人	1 人	4 人	0 人
保育所等訪問支援	—	4 人日	—	24 人日	18 人日	20 人日
	—	0 人	—	1 人	3 人	2 人
居宅訪問型児童発達支援	—	—	—	—	6 人日	0 人日
	—	—	—	—	1 人	0 人

※各年度 3 月 31 日現在、令和 2 年度は 9 月 30 日現在

※上段は年間延べ日数、下段は月平均利用者数

ただし、医療型児童発達支援の計画値のみ月間延べ日数

資料：障がい福祉課

②障がい児相談支援

令和元年度時点では 170 人の利用となっています。

■障がい児相談支援の計画と実績

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
障がい児相談支援	127 人	146 人	130 人	170 人	133 人	135 人

※各年度 3 月 31 日現在、令和 2 年度は 9 月 30 日現在

※年間実人数

資料：障がい福祉課

5. 障がい福祉アンケート・団体ヒアリング調査結果

(1) 障がい福祉アンケート調査結果

①調査の概要

調査目的	「第3期栗東市障がい者基本計画・第6期栗東市障がい福祉計画」の策定のための基礎資料とするとともに、障がい者福祉施策を進める際の参考とすることを目的とし、市内にお住まいの障がいのある方を対象として、生活や福祉サービスの利用状況などを把握するために実施しました。
調査対象者	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者
調査期間	令和2年7月29日（水）～8月12日（水）
調査方法	調査票による本人記入方式、郵送配布・郵送回収による郵送調査
回収状況	配布数：2,106件、有効回収数：1,355件、有効回収率：64.3%

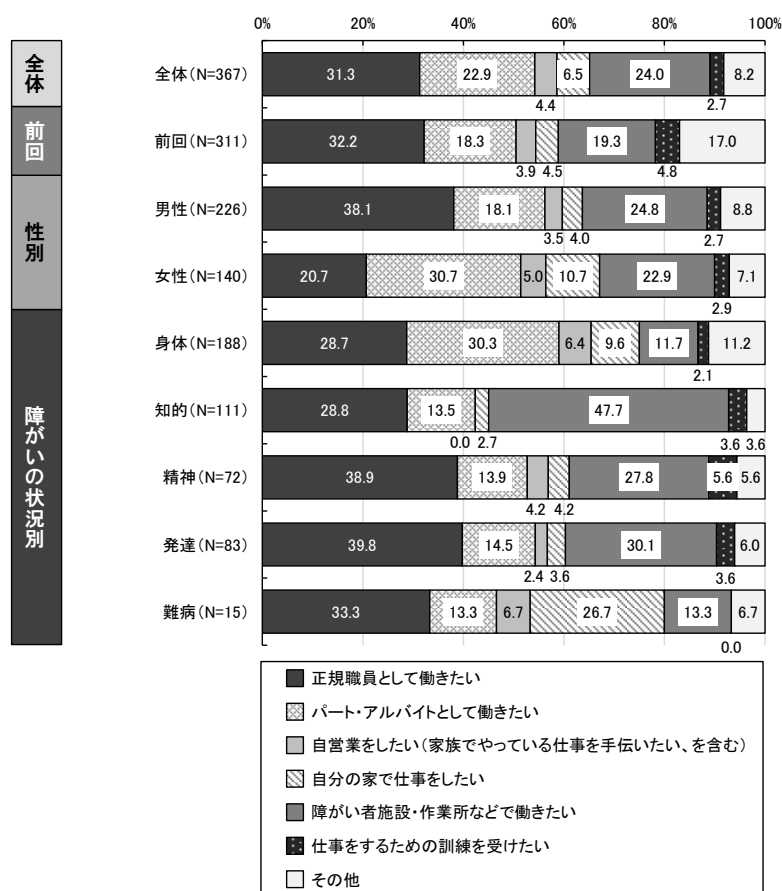
②調査結果

《外出の際に困ること》

単位：%								
	介助してもら う人などが いないと 外出が難 しい	外出中、 困ったこと があったと きに介助し てくれる人 がいない	道路、公共 交通機関、 施設などが バリアフ リーに改善 されていな い	道路や歩 道に電柱、 放置自転 車などの障 がい物が 多く危ない	手話通訳 者・要約筆 記者がい ないため、 会話をす るのが難 しい	障がい者 用のトイレ が整備さ れていな い	外出に必 要な情報 が得られ ない（駐 車場の案 内図や点 字マップ の配置場 所など）	障がい者 用の駐車 場に一般 車両が駐 車している
全体(N=1,189)	28.3	14.2	10.7	7.3	2.0	9.5	2.1	13.7
前回(N=1,325)	29.0	13.9	11.5	5.8	2.0	10.1	2.4	14.5
男性(N=639)	26.3	13.1	10.0	6.9	1.7	9.7	2.0	13.0
女性(N=536)	30.4	15.5	11.4	7.8	2.4	9.5	2.2	14.6
身体(N=842)	28.3	13.4	13.9	9.4	2.7	12.6	2.7	18.6
知的(N=190)	37.4	18.4	3.7	3.7	0.0	2.6	0.5	1.1
精神(N=160)	17.5	15.0	2.5	2.5	1.3	1.3	1.3	1.9
発達(N=162)	35.8	19.1	5.6	4.3	1.2	4.9	2.5	8.6
難病(N=89)	41.6	27.0	16.9	15.7	2.2	15.7	6.7	16.9
	視覚・聴覚 に障がい のある人 に配慮した 案内表示や アナウンス などのサー ビスが適切 でない	他人の視 線が気にな る	交通手段 (車など)が ない	外出したい 気持ちにな れない	その他	特に困るこ とはない		
全体(N=1,189)	4.6	9.8	11.4	11.4	6.6	36.0		
前回(N=1,325)	3.6	10.3	9.6	10.3	7.5	35.1		
男性(N=639)	4.4	8.9	10.0	9.9	5.9	40.7		
女性(N=536)	5.0	10.6	12.5	13.1	7.1	30.6		
身体(N=842)	6.2	6.8	11.4	9.7	6.4	35.7		
知的(N=190)	0.0	6.8	11.6	5.3	2.6	38.4		
精神(N=160)	1.3	29.4	15.0	28.1	11.3	32.5		
発達(N=162)	1.2	17.3	11.7	8.6	9.9	31.5		
難病(N=89)	10.1	12.4	22.5	18.0	11.2	20.2		

全体では「特に困ること
はない」が 36.0%と最も
高く、次いで「介助してもら
う人などがいないと外
出が難しい」が 28.3%。
障がいの状況別では、「身
体」「知的」「精神」では「特
に困ることはない」、「発
達」「難病」では「介助し
てもらう人などがいない
と外出が難しい」が最も
高い。

《今後の仕事について》（現在「仕事をしている（障がい者施設・作業所など就労を目的とした施設への通所）」、「仕事をしている（障がい者施設・作業所以外）」を選んだ方）



全体では「正規職員として働きたい」が 31.3%と最も高く、次いで「障がい者施設・作業所などで働きたい」が 24.0%。障がいの状況別では、「身体」では「パート・アルバイトとして働きたい」、「知的」では「障がい者施設・作業所などで働きたい」、「精神」「発達」「難病」では「正規職員として働きたい」が最も高い。

《困っていることや将来の不安について》（現在「学校・幼稚園・保育園に通学・通園している」、「障がい児通園施設に通園している」、「職業の訓練をしている」を選んだ方）

単位: %

	園や学校が遠い	授業についていけない	先生の理解が足りない	通常クラスに入れてもらえない	受け入れてくれる学校が少ない	トイレなどの設備が配慮されていない	学校内・園内での手助けが十分でない	放課後・学校休日に遊べる友だちがいない
全体 (N=82)	41.5	20.7	9.8	2.4	9.8	4.9	4.9	20.7
前回 (N=128)	28.9	15.6	13.3	6.3	7.8	7.0	9.4	26.6
男性 (N=54)	42.6	22.2	13.0	3.7	14.8	1.9	5.6	24.1
女性 (N=28)	39.3	17.9	3.6	0.0	0.0	10.7	3.6	14.3
身体 (N=31)	41.9	19.4	12.9	6.5	16.1	9.7	12.9	16.1
知的 (N=48)	43.8	20.8	6.3	0.0	6.3	2.1	0.0	25.0
精神 (N=3)	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
発達 (N=46)	37.0	17.4	6.5	2.2	8.7	6.5	0.0	23.9
難病 (N=8)	37.5	12.5	0.0	12.5	12.5	25.0	0.0	25.0
	放課後に過ごせる場所がない	通学・通園手段が不完全(ない)	技術が習得できない	その他	特にな			
全体 (N=82)	13.4	3.7	6.1	18.3	20.7			
前回 (N=128)	13.3	5.5	7.8	12.5	29.7			
男性 (N=54)	9.3	1.9	7.4	13.0	25.9			
女性 (N=28)	21.4	7.1	3.6	28.6	10.7			
身体 (N=31)	16.1	3.2	0.0	19.4	19.4			
知的 (N=48)	12.5	4.2	10.4	16.7	20.8			
精神 (N=3)	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3			
発達 (N=46)	13.0	2.2	6.5	15.2	19.6			
難病 (N=8)	25.0	0.0	0.0	25.0	12.5			

全体では「園や学校が遠い」が 41.5%と最も高く、次いで「授業についていけない」「放課後・学校休日に遊べる友だちがいない」「特にな」がともに 20.7%。前回との比較では、「園や学校が遠い」が 12.6 ポイント増加。障がいの状況別では、「身体」「知的」「発達」では「園や学校が遠い」が最も高い。

《今後やってみたいスポーツ・レクリエーションについて》

単位：％

	パラスポーツのような競技スポーツ	体力づくりのためのスポーツ・レクリエーション	健康維持のためのスポーツ・レクリエーション	自分自身の生きがいのためのスポーツ・レクリエーション	障がいの有無にかかわらず交流のためのスポーツ・レクリエーション	その他	スポーツ・レクリエーションをやってみたくないと思わない
全体(N=1,094)	5.2	24.3	41.0	24.5	15.3	3.6	33.3
男性(N=593)	6.4	25.5	39.5	26.0	16.2	4.4	31.2
女性(N=491)	3.9	23.2	43.6	22.8	14.1	2.6	35.4
身体(N=742)	4.7	21.2	43.1	23.0	15.1	3.4	32.6
知的(N=196)	9.2	33.7	34.2	29.1	17.3	4.1	29.1
精神(N=157)	4.5	26.8	38.9	28.7	12.1	3.2	42.7
発達(N=163)	7.4	35.0	31.9	31.9	22.1	4.3	26.4
難病(N=81)	7.4	17.3	40.7	24.7	12.3	3.7	37.0

全体では「健康維持のためのスポーツ・レクリエーション」が41.0%と最も高く、次いで「スポーツ・レクリエーションをやってみたくないと思わない」が33.3%。障がいの状況別では、「身体」「知的」「難病」では「健康維持のためのスポーツ・レクリエーション」、「精神」では「スポーツ・レクリエーションをやってみたくないと思わない」、「発達」では「体力づくりのためのスポーツ・レクリエーション」が最も高い。

《災害時に困ること》

単位：％

	何が起こっているのか把握できない	どのように対応すべきか判断できない	周りの人に介助を求めることができない	安全なところまですばやく避難できない	避難場所や人になじむことができない	避難場所や被害状況や支援物資などの情報が入手できない	避難場所(必要な薬をもらうこと)を受けることが難しい	避難場所の障がい者用トイレ・避難路など障がいのある人が生活できる環境が整っていない
全体(N=1,250)	26.7	36.3	20.8	44.8	25.7	20.7	37.4	23.3
前回(N=1,368)	26.9	34.6	20.0	46.3	22.6	21.3	34.5	23.9
男性(N=666)	26.9	35.7	21.2	40.8	27.2	20.9	35.6	22.1
女性(N=567)	26.6	37.6	20.5	49.4	23.8	20.8	39.3	25.2
身体(N=868)	22.4	26.8	15.9	47.1	15.4	16.1	36.5	26.5
知的(N=210)	46.7	67.6	43.3	49.5	50.5	39.5	33.3	19.5
精神(N=170)	23.5	44.7	21.2	27.1	48.2	20.6	44.1	10.6
発達(N=174)	44.3	64.4	35.6	42.5	58.0	39.1	40.8	23.0
難病(N=91)	31.9	37.4	28.6	57.1	30.8	24.2	58.2	35.2
	その他	特に困ることはない						
全体(N=1,250)	5.6	18.2						
前回(N=1,368)	6.2	18.4						
男性(N=666)	5.0	19.8						
女性(N=567)	6.3	16.4						
身体(N=868)	6.6	20.5						
知的(N=210)	1.4	12.4						
精神(N=170)	7.1	15.3						
発達(N=174)	1.7	9.2						
難病(N=91)	7.7	6.6						

全体では「安全なところまですばやく避難できない」が44.8%と最も高く、次いで「避難場所や治療を受けることが難しい」が37.4%。障がいの状況別では、「身体」では「安全なところまですばやく避難できない」、「知的」「発達」では「どのように対応すべきか判断できない」、「精神」では「避難場所や人になじむことができない」、「難病」では「避難場所や治療を受けることが難しい」が最も高い。

《サービスの利用状況・今後の利用意向》

■現在利用している

単位：％

	居宅介護 (ホームヘルプ)	重度訪問 介護	同行援護	行動援護	生活介護	重度障害 者等包括 支援	自立訓練 (機能訓 練、生活訓 練)	療養介護	施設入所 支援	共同生活 援助(グ ループホ ーム)
全体(N=349)	22.1	4.0	5.4	6.6	13.8	4.6	6.9	1.7	6.3	6.0
男性(N=210)	17.6	3.3	6.2	8.6	14.8	3.8	7.1	1.0	3.8	5.7
女性(N=134)	29.1	4.5	4.5	3.7	12.7	5.2	6.7	3.0	10.4	6.7
身体(N=165)	32.1	7.9	9.1	4.8	17.6	7.9	10.9	1.8	10.9	3.0
知的(N=131)	12.2	0.0	3.1	9.9	11.5	1.5	1.5	0.8	1.5	9.9
精神(N=52)	15.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	1.9	1.9	3.8
発達(N=111)	14.4	1.8	1.8	9.0	11.7	4.5	3.6	0.0	1.8	4.5
難病(N=28)	39.3	17.9	7.1	7.1	3.6	7.1	7.1	0.0	10.7	3.6
	短期入所 (ショートス テイ)	就労移行 支援	就労継続 支援(A 型、B型)	相談支援	児童発達 支援	医療型児 童発達支 援	放課後等 デイサービ ス	居宅訪問 型児童発 達支援	保育所等 訪問支援	
全体(N=349)	17.5	5.4	23.2	22.3	6.0	0.9	16.3	0.3	0.6	
男性(N=210)	16.7	8.1	23.8	21.0	6.7	1.0	17.6	0.5	1.0	
女性(N=134)	18.7	1.5	23.1	23.9	5.2	0.7	14.9	0.0	0.0	
身体(N=165)	26.1	2.4	8.5	20.0	4.8	1.8	15.8	0.6	0.6	
知的(N=131)	13.0	6.1	33.6	26.0	9.2	0.0	22.9	0.0	0.8	
精神(N=52)	1.9	11.5	53.8	26.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
発達(N=111)	16.2	7.2	27.0	32.4	9.0	0.9	27.9	0.0	0.0	
難病(N=28)	17.9	0.0	14.3	21.4	7.1	3.6	14.3	0.0	0.0	

■今後利用(継続)したい

単位：％

	居宅介護 (ホームヘルプ)	重度訪問 介護	同行援護	行動援護	生活介護	重度障害 者等包括 支援	自立訓練 (機能訓 練、生活訓 練)	療養介護	施設入所 支援	共同生活 援助(グ ループホ ーム)
全体(N=439)	29.4	4.8	9.1	13.4	16.9	5.5	13.2	5.7	12.8	16.6
男性(N=240)	27.1	3.8	7.5	12.1	17.9	5.0	10.8	4.6	8.8	18.3
女性(N=195)	32.3	5.6	11.3	15.4	15.9	6.2	15.9	7.2	17.9	14.9
身体(N=254)	36.6	7.5	11.4	10.2	20.9	7.9	15.0	7.5	14.6	9.8
知的(N=123)	18.7	0.8	7.3	22.0	13.8	2.4	8.9	3.3	10.6	35.0
精神(N=67)	17.9	0.0	6.0	10.4	7.5	4.5	11.9	1.5	9.0	10.4
発達(N=104)	21.2	1.0	8.7	20.2	16.3	2.9	12.5	1.9	9.6	19.2
難病(N=35)	37.1	11.4	8.6	11.4	17.1	8.6	17.1	5.7	8.6	14.3
	短期入所 (ショートス テイ)	就労移行 支援	就労継続 支援(A 型、B型)	相談支援	児童発達 支援	医療型児 童発達支 援	放課後等 デイサービ ス	居宅訪問 型児童発 達支援	保育所等 訪問支援	
全体(N=439)	23.7	11.2	20.7	30.5	3.9	1.6	9.8	0.9	0.7	
男性(N=240)	26.7	12.9	20.8	31.7	4.6	1.3	10.0	0.4	1.3	
女性(N=195)	20.5	9.2	20.5	29.7	3.1	2.1	9.7	1.5	0.0	
身体(N=254)	25.2	5.5	6.3	29.1	1.6	2.8	6.7	1.2	0.4	
知的(N=123)	30.1	15.4	38.2	33.3	9.8	0.0	21.1	0.8	1.6	
精神(N=67)	7.5	25.4	50.7	32.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
発達(N=104)	31.7	19.2	34.6	37.5	5.8	1.9	21.2	1.0	1.0	
難病(N=35)	14.3	8.6	22.9	31.4	5.7	5.7	8.6	2.9	0.0	

《障がいがある人の社会参加を促すために重要なこと》

単位：％

	いっしょに 活動する仲 間をつくる こと	障がい者 団体の活 動を活発に すること	活動の指 導者を育て ること	集まれる場 所をつくる こと	外出するた めに必要な 情報が簡単 に手に入る	地域の人の 偏見をなくし、理解を 得ること	その他	わからない
全体(N=1,210)	56.5	19.5	15.6	41.2	27.1	27.8	3.1	18.0
男性(N=647)	57.7	20.7	16.8	40.5	29.2	28.9	3.2	17.0
女性(N=550)	55.1	18.0	14.4	42.0	24.5	26.4	2.9	19.5
身体(N=847)	56.7	17.7	14.8	40.7	30.8	25.4	2.6	17.4
知的(N=201)	60.7	23.4	18.9	44.3	16.9	33.8	4.0	17.9
精神(N=165)	49.1	20.0	15.8	37.6	19.4	32.1	4.8	23.6
発達(N=170)	62.4	22.4	21.2	48.8	24.7	37.6	5.3	11.8
難病(N=88)	59.1	23.9	13.6	38.6	30.7	34.1	3.4	15.9

現在利用しているサービスについて、全体では「就労継続支援（A型、B型）」が23.2%と最も高く、次いで「相談支援」が22.3%。障がいの状況別では、「身体」「難病」では「居宅介護（ホームヘルプ）」、「知的」「精神」では「就労継続支援（A型、B型）」、「発達」では「相談支援」が最も高い。

今後利用(継続)したいサービスについて、全体では「相談支援」が30.5%と最も高く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」が29.4%。障がいの状況別では、現在利用しているサービスと同様の結果。

全体では「いっしょに活動する仲間をつくること」が56.5%と最も高く、次いで「集まれる場所をつくること」が41.2%。

《日常生活において障がいがあるために差別や偏見などを感じた場面》

単位：％

	仕事の内容や給料の額	職場や学校での人とのつきあい	親戚関係の集まりの場	スポーツ・趣味の活動	地域の行事や集まり	お店などでの対応	市役所などの公共機関などでの対応	バスや電車等の交通機関を利用した時
全体(N=260)	23.5	36.2	10.8	6.2	25.8	16.2	8.8	23.5
男性(N=142)	26.8	40.8	9.9	7.0	22.5	15.5	8.5	22.5
女性(N=116)	19.8	30.2	12.1	5.2	30.2	17.2	8.6	24.1
身体(N=140)	18.6	24.3	8.6	7.1	30.0	20.0	9.3	29.3
知的(N=64)	28.1	46.9	9.4	4.7	23.4	14.1	6.3	14.1
精神(N=61)	27.9	54.1	19.7	6.6	19.7	9.8	11.5	18.0
発達(N=69)	27.5	46.4	13.0	4.3	29.0	15.9	7.2	24.6
難病(N=22)	9.1	40.9	13.6	0.0	31.8	4.5	27.3	18.2
	病院などの医療機関を利用した時	その他						
全体(N=260)	10.8	11.2						
男性(N=142)	12.0	9.9						
女性(N=116)	8.6	12.9						
身体(N=140)	11.4	10.7						
知的(N=64)	6.3	4.7						
精神(N=61)	13.1	19.7						
発達(N=69)	15.9	5.8						
難病(N=22)	0.0	18.2						

全体では「職場や学校での人とのつきあい」が36.2%と最も高く、次いで「地域の行事や集まり」が25.8%。
障がいの状況別では、「身体」では「地域の行事や集まり」、「知的」「精神」「発達」「難病」では「職場や学校での人とのつきあい」が最も高い。

《“栗東市手話言語条例”と“栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例”の施行にあたり、期待すること》

単位：％

	手話に対する理解が広まる	障がいに対する理解が広まる	手話通訳者の数が増え、支援体制が充実する	要約筆記者の数が増え、支援体制が充実する	障がいの有無にかかわらず、情報を取得しやすい環境が整う	手話や要約筆記などを学習する機会が提供される	障がい者のコミュニケーションについての支援が充実する	その他	期待することはない
全体(N=1,090)	36.1	58.2	20.3	11.8	44.3	17.4	36.7	3.1	13.9
男性(N=583)	32.1	59.9	19.2	9.9	45.1	17.0	36.2	3.4	15.4
女性(N=495)	41.0	56.0	21.8	14.1	42.4	18.4	37.8	2.8	12.5
身体(N=753)	37.6	58.4	22.3	12.2	46.7	18.2	35.7	3.2	11.6
知的(N=178)	30.3	55.1	15.7	10.7	33.7	13.5	39.3	3.9	20.2
精神(N=151)	36.4	60.9	15.2	13.2	44.4	18.5	39.7	2.0	17.9
発達(N=161)	33.5	65.8	19.9	14.3	42.2	17.4	44.1	5.0	11.2
難病(N=81)	40.7	66.7	24.7	18.5	42.0	22.2	37.0	2.5	13.6

全体では「障がいに対する理解が広まる」が58.2%と最も高く、次いで「障がいの有無にかかわらず、情報を取得しやすい環境が整う」が44.3%。

《障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと》

単位: %

	なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実	サービス利用の手続きの簡素化	行政からの福祉に関する情報提供の充実	保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実	いろいろなボランティア活動の育成	在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉のサービスの充実	リハビリ・生活訓練・職業訓練などの施設の充実	地域でともに学べる保育・教育内容の充実
全体(N=1,211)	55.4	58.1	39.6	24.6	16.4	10.2	35.3	19.6	7.2
前回(N=1,326)	55.1	50.5	41.9	24.9	15.5	8.7	30.9	22.8	7.7
男性(N=638)	57.2	57.2	40.4	24.8	18.8	11.1	31.7	20.1	8.8
女性(N=558)	53.2	59.3	38.7	24.7	14.0	9.5	39.2	19.4	5.6
身体(N=848)	53.3	57.2	39.6	22.4	14.7	9.4	38.1	19.2	5.8
知的(N=194)	61.3	57.2	39.7	28.4	23.2	14.4	29.4	18.6	11.3
精神(N=165)	61.2	63.0	38.8	32.7	19.4	10.3	25.5	23.6	9.1
発達(N=173)	62.4	65.3	43.4	34.7	20.2	13.9	31.2	25.4	13.3
難病(N=91)	58.2	64.8	38.5	28.6	9.9	6.6	42.9	29.7	7.7
	職業訓練の充実や働く場所の確保	障がいの有無にかかわらず、住民どうしがふれあう機会や場の充実	利用しやすい道路・建物などの整備・改善	障がい者に配慮した公営住宅やグループホームの整備など、生活の場の確保	災害や緊急時の避難誘導体制の整備	障がいの理解を促すための福祉教育や広報活動の充実	その他	特になし	
全体(N=1,211)	16.0	19.8	23.0	24.7	29.8	21.3	2.1	6.8	
前回(N=1,326)	15.0	17.9	20.2	23.3	28.4	21.4	3.2	11.2	
男性(N=638)	19.3	21.6	23.2	24.9	29.0	23.5	1.4	6.4	
女性(N=558)	12.5	17.9	22.4	24.6	30.6	18.8	2.7	7.2	
身体(N=848)	10.1	20.4	26.2	20.5	30.1	18.6	1.2	6.4	
知的(N=194)	28.4	17.5	11.3	38.1	33.0	28.9	2.1	8.2	
精神(N=165)	32.7	21.2	18.2	33.3	27.3	27.3	7.3	7.9	
発達(N=173)	31.8	24.3	19.1	34.1	38.7	32.4	2.3	6.9	
難病(N=91)	17.6	15.4	25.3	27.5	34.1	25.3	3.3	4.4	

全体では「サービス利用の手続きの簡素化」が58.1%と最も高く、次いで「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が55.4%。前回との比較では、「サービス利用の手続きの簡素化」が7.6ポイント増加。障がいの状況別では、「身体」「精神」「発達」「難病」では「サービス利用の手続きの簡素化」、「知的」では「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が最も高い。

《障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けるために重要なこと》

単位: %

	近所どうしのつきあいを深めること	障がいの有る人どうしの交流を深めること	民生委員・児童委員などの活動を充実させること	ボランティアなどを育成して、活動してもらうこと	生活介護などの通所施設を充実させること	訪問系のサービスを充実させること	短期入所(ショートステイ)施設を充実させること	居宅サービスを充実させること
全体(N=1,184)	46.5	23.2	21.5	16.5	29.0	27.1	23.4	
前回(N=1,301)	46.6	23.2	23.7	19.1				30.7
男性(N=631)	45.2	26.3	20.4	16.8	27.9	25.7	22.5	
女性(N=538)	48.1	19.9	22.3	16.5	30.9	29.0	24.7	
身体(N=823)	50.8	20.8	22.5	15.9	29.2	28.6	22.8	
知的(N=198)	38.4	31.3	18.2	17.7	34.3	22.7	27.8	
精神(N=162)	35.2	30.9	18.5	18.5	21.6	25.3	20.4	
発達(N=173)	43.9	35.8	16.2	15.6	31.8	23.1	28.9	
難病(N=89)	41.6	21.3	31.5	16.9	29.2	34.8	25.8	
	グループホームを充実させること	入所施設を充実させること	入所施設やグループホームを充実させること	その他	わからない			
全体(N=1,184)	17.1	30.0		2.2	16.3			
前回(N=1,301)			33.1	4.3	20.4			
男性(N=631)	18.1	29.0		1.1	17.7			
女性(N=538)	16.5	31.6		3.3	14.5			
身体(N=823)	12.8	29.8		2.6	13.2			
知的(N=198)	35.9	34.3		1.5	20.7			
精神(N=162)	17.9	24.7		1.2	27.8			
発達(N=173)	30.6	32.9		2.3	16.8			
難病(N=89)	18.0	27.0		1.1	16.9			

全体では「近所どうしのつきあいを深めること」が46.5%と最も高く、次いで「入所施設を充実させること」が30.0%。

(2) 事業所アンケート・団体ヒアリング調査結果

①調査の概要

調査目的	「第3期栗東市障がい者基本計画・第6期栗東市障がい福祉計画」の策定のための基礎資料とするとともに、障がい者福祉施策を進める際の参考とすることを目的とし、市内のサービス提供事業所や、障がい福祉に関わりのある当事者団体、学校等を対象として、サービスの担い手側や当事者の意見、現状などを把握するために実施しました。	
調査対象 及び期間	事業所 アンケート	事業所：ヤンマーシンビオシス、ウィズユー栗東、あんじゅ、PONY KIDS、かなえ、近江学園、蛍の里 学 校：甲南高等養護学校、滋賀大学附属特別支援学校、盲学校、野洲養護学校、聾話学校、草津養護学校
	団体 ヒアリング	市内の障がい福祉サービス事業所の代表者等 13名 事業所連絡協議会：令和2年7月15日（水） 市内及び湖南圏域の計画相談支援の事業者等 相 談 支 援 部 会：令和2年7月22日（水） 当事者団体 5団体：令和2年9月、10月
調査方法	事業所 アンケート	調査票による記入方式、直接配付・回収
	団体 ヒアリング	事業所連絡協議会・相談支援部会：面談による聞き取り 当事者団体：調査票による記入方式、直接配付・回収

②事業所アンケート・団体ヒアリング調査結果からみえてくる現状と課題

1 障がいのある人に対する理解・周知・啓発について

現 状・課 題	市、関係機関等に求められる取り組み
●市民と障がいのある人との関わりが少なく感じる。 ●周りの目を気にして、病院に行くのをためらうという保護者の意見を聞く。 ●同和問題の理解・啓発に関しては熱心な一方で、障がいのある方の人権に関しては弱い印象がある。	○地域で障がいのある人と触れ合える機会をつくる。 ○一般の人に対して、障がい理解を促したり、差別行為をなくすための啓発活動。

2 行政・団体・事業者・医療機関の連携について

現 状・課 題	市、関係機関等に求められる取り組み
●相談支援からつないでもらう際、事業所と密に情報共有できないかと感じた。 ●職種の垣根を越えて連携を図ることは容易ではない。オンライン等、関係機関が集まる機会がほしい。 ●新型コロナウイルスの状況の中、連携・相談できる体制が欲しいと感じた。 ●現場の職員の負担感は増えている。 ●市の職員は優しく、当事者意識が高い。新型コロナウイルスへの対策が迅速だった。	○課をまたがるケースの共有など、連携体制の見直しや、課の横のつながりを深める。 ○定期的な会議や研修会を持つ等関係を築く仕組みづくりのための具体的な計画。 ○障がい福祉サービス事業所など関係機関との連携によるタイムリーな情報の共有。

3 健康管理や医療について

現 状・課 題	市、関係機関等に求められる取り組み
●病院の付き添いが難しい場合などに、ヘルパーの利用も負担が大きい。 ●湖南圏域には大きな病院も多く、受診先は県内でも恵まれている。 ●知的障がい児・者の入院等の際、入所施設では利用者家族と職員では、限界がある。 ●発達障がい※に関する専門的な医療機関が少なく、予約も取りにくい。 ●障がいの特性により、新型コロナウイルス感染拡大防止対策が十分でない。	○知的障がい児・者の入院時の支援体制。 ○感染症拡大時に活用できる障がいのある方の感染・医療対応として、フローチャートの作成、通所施設やサービス事業所職員をサポートできる仕組みづくり。

4 日常生活への支援（金銭的な支援を含む）について

現 状・課 題	市、関係機関等に求められる取り組み
●ショートステイのニーズは高いが資源が不足しているので、受け入れが難しくなっている。 ●緊急時に対応できる事業所が少ない。親亡き後の生活の場として、施設への入所は難しい状況。 ●コロナ禍で通所手段の確保が難しい。通所の入浴介助のニーズがある。 ●生活保護世帯が住むことができる賃貸が少なくなっている。 ●重度障がい児（者）訪問看護利用助成制度が栗東市は継続され、非常に助かる。	○ショートステイの資源の確保。 ○行動障がいがある人に対して、保護者が病気の時などのケースに対応できる施設。 ○感染症の拡大時など、非常時のサービス利用の体制整備。 ○グループホームなどを含む生活の場の確保。

5 相談支援・情報提供について

現 状・課 題	市、関係機関等に求められる取り組み
●在宅の人への情報提供が弱い。また、日本語が通じない外国籍の方の場合、通訳も予約制で取れないことも多い。 ●障がい特性の理解のための研修や勉強会、福祉サービス全般の情報が欲しい。 ●児童発達支援事業所で、情報を利用者に届けることの困難さを感じる。 ●栗東市を拠点とする計画相談事業所が不足している。 ●相談支援機関が少なく、計画相談等をタイムリーに対応してもらえない現状がある、行政からの支援が必要。	○行政からの積極的な情報発信。 ○障がいのある人を支援する人が、障がいの特性、福祉の制度やサービスなどの知識を得るための機会をつくる。 ○個々の障がいの状況に応じた必要な情報の提供や相談支援を行うための、計画相談事業所の確保。

6 障がい児支援（保育・療育・教育など）について

現 状・課 題	市、関係機関等に求められる取り組み
●低年齢層において情報不足との意見を保護者から聞く（児童発達支援につながるまでの対応・活動等）。 ●当事者と親の仲が悪いなど、お互いに悪影響となっているケースもある。 ●支援級や養護学校では、個々に応じた十分な学びを提供できていないように感じる。また、保護者から学校の支援級での取り組みなど質問があるため、情報があれば知りたい。	○児童発達支援へのつながりとして、子どもの専門的な治療等も含めた総合的な情報提供。 ○当事者と親の両方に、早い段階から支援できる体制づくり。 ○放課後等デイサービス、学校、家庭を含めた包括的な取り組み。 ○保護者に対して、特別支援学校※などの情報提供。

7 文化活動やスポーツへの参画について

現 状・課 題	市、関係機関等に求められる取り組み
●利用者（障がいのある人）の高齢化と職員不足が主な要因で、スポーツ大会や福祉フェアへの参加が難しくなっている。	○障がいのある人が気軽に利用できるスポーツなどのイベントや行事。 ○文化活動に気軽に参加できる活動の実施。

8 就労支援（福祉的就労を含む）について

現 状・課 題	市、関係機関等に求められる取り組み
●ハローワークに登録しても一般就労は難しい。 ●企業による障がい者雇用は、社員の評価、ケース会議、振り返り等で、出身元の作業所や管轄の「働き暮らし応援センターらしく」との関わりは多い。 ●放課後等デイサービスにも就労支援事業所の情報が欲しい。 ●養護学校卒業者数に対して、特に強度行動障がいや強いこだわりのある方を受け入れる生活介護事業所の不足を感じる。 ●栗東管内の企業で、障がい者雇用への理解が不十分という印象を受ける。	○就職後も継続して適切なフォローが受けられる環境づくり。 ○一般就労までの間に、試しに短時間就労できる場。 ○学校卒業後の先を見据えた支援として、放課後等デイサービスなどへの就労支援事業所の情報提供。 ○発達障がいや精神障がいを併せ有する方の就労支援として、相談や訪問も含めた支援機関。 ○強度行動障がいなど重度障がい者の日中活動や社会参加の場の確保。 ○一般企業への障がい者雇用への理解、合理的配慮の実施などに関する啓発活動。

9 防災・防犯について

現 状・課 題	市、関係機関等に求められる取り組み
●民生委員・児童委員で、障がいのある方の避難行動要支援者をあまり把握していないケースがあると聞く。 ●災害時の要支援者への対応や、要支援者リストや個別の災害計画等の対応を知りたい。 ●事業所内で訓練等は行っているが、今後は消防の方にも協力してもらいたい。また、コロナ禍における有事の際の防災研修をしてもらいたい。（以前受けた HUG[※]の研修が良かった。）	○普段から障がいのある方との交流を深め、災害時にも助け合える地域づくり。 ○感染症拡大時も含め、非常時における家庭の状況に応じた柔軟な対応。 ○学校と行政との連携。 ○コロナ禍も併せた災害支援対策が必要。避難できても、一般と同じような生活は難しい事情を考慮し、合理的配慮の視点からも考える必要がある。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

障害者基本法においては、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることを前提に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するため、障がいのある人の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが、その目的として示されています。

近年は、障がい者の社会参画や地域生活への移行が求められるようになり、より地域での障がいの理解と周囲の支援が充実した、地域共生社会の実現が必要です。また、法律の施行や東京パラリンピック開催に向けて、文化芸術活動やスポーツ活動への参画を促進することについても、全国的に求められつつあります。

さらに、栗東市では令和2年10月より、計画の理念をより具体的な形にするため、「栗東市手話言語条例」及び「栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例」を施行しました。本条例では、手話を言語と認め、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の普及と利用促進により、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現をめざすことをうたっています。

このような法改正や条例の施行などを背景として、本市においても、障がいの有無にかかわらず個性を尊重し合い、みんながともに支えあっていくような、地域社会における共生の実現をめざすため、前計画に引き続き、以下の基本理念を掲げます。

『一人ひとりの個性が尊重され

みんながともに支えあう 共生社会の実現』

なお、「栗東市障がい者基本計画」と「栗東市障がい福祉計画」の基本理念は共通のものとし、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で家族や仲間とともに、いつまでも安心して暮らせるまちをめざして、計画の推進を図ります。

2. 基本方針

計画の基本理念に基づき、以下の3つの基本方針（基本的な取組姿勢）を設定し、だれもがともに支えあいながら生きていくことができる、地域共生社会の実現をめざしながら、施策の推進を図ります。

障がいのある人の自立を実現する

障がいのある人一人ひとりが人としての尊厳を保持し、地域社会の中で自分らしく人生を送ることができるよう、自己決定や自己選択を尊重しながら、社会参画ができる個々のライフスタイルを確立できる環境づくり、日常生活の支援、雇用・就業の支援等を進め、自立できる機会の確保に努めます。

障がいのある人が生きがいを実感できる

障がいのある人一人ひとりが、地域社会の中でいきいきとした毎日を過ごすことができるよう、日常生活や社会生活を営む上での障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、障がいの有無にかかわらず様々な交流活動ができる場の創造や機会の創出を進めます。

ライフサイクルや状態の変化に合わせ、一貫して切れ目なく支援する

障がいのある人一人ひとりを取り巻く環境や、それぞれのライフステージ※にも対応しながら、関係機関が密に連携を取ることで一貫した切れ目のない支援を提供し、地域社会における自立と生きがいを支えます。

3. 計画の基本体系

基本理念	基本方針	施策の方向	今後の取組	ページ数
一人ひとりの個性が尊重され みんながともに支えあう 共生社会の実現	障がいのある人の自立を実現する	1 理解と交流の促進	(1)障がい理解のための啓発と人権学習の推進	P. 35
			(2)交流機会の確保	P. 38
			(3)福祉教育の推進	P. 39
			(4)地域福祉活動の支援・連携	P. 41
		2 保健・医療の充実	(1)障がいの原因となる疾病の予防及び早期発見体制の充実	P. 44
			(2)医療体制及びリハビリテーションの整備	P. 46
		3 生活支援の充実	(1)経済的自立の支援の充実	P. 50
			(2)在宅福祉サービスの充実	P. 53
			(3)地域支援拠点の整備と施設整備の推進	P. 56
	(4)手話の啓発・普及、コミュニケーション支援の充実		P. 58	
	(5)情報提供の充実		P. 61	
	(6)総合相談機能の充実		P. 65	
	4 学習機会の充実と社会参加の促進	(1)就学前対応と就学指導の充実	P. 69	
		(2)特別支援教育の充実	P. 73	
		(3)社会参加の促進	P. 76	
		(4)移動支援の充実	P. 80	
	5 就労の促進	(1)一般就労の促進	P. 81	
		(2)福祉的就労の促進	P. 84	
	ライフサイクルや状態の変化に合わせ、 一貫して切れ目なく支援する	6 生活環境の整備	(1)バリアフリー化の促進	P. 86
			(2)防犯対策の充実	P. 88
			(3)居住支援の充実	P. 89
		7 防災・災害時支援の充実	(1)防災対策の充実	P. 91

第4章 障がい者基本計画（施策の展開）

1. 理解と交流の促進

（1）障がい理解のための啓発と人権学習の推進

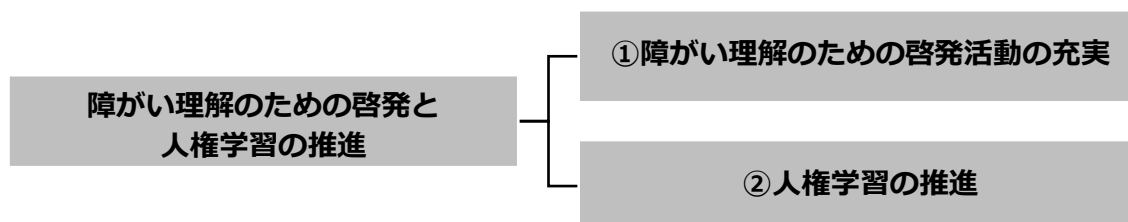
現状と課題

障がいのある人が安心して地域で生活するためには、地域住民の障がいに対する理解を深め、お互いに尊重することが重要です。

本市では、広報やホームページでの啓発、地区別懇談会、じんけんセミナーの開催などにより、障がいに対する理解を進めるための啓発活動に努めています。しかし、アンケート調査によると、障がいのある人に対する市民の理解が進んできたと感じている人の割合は3割程度にとどまっています。

今後も、障がいの有無に関わらず、ともに暮らすことができる地域社会を実現するためには、どのような立場の人も平等に交流や関わり合いができる機会を設ける必要があります。

施策の方向



今後の取組

①障がい理解のための啓発活動の充実

市民を対象にした、人権問題や障がいに対する理解を深めるための啓発活動を推進するとともに、広報活動の内容の充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
人権問題に関する教育の推進	● 「障がい」に対する見方・考え方をはじめ様々な人権問題の解決のために、地区別懇談会や人権啓発リーダー講座等の学習会で教育・啓発を推進します。	人権教育課
人権問題に関する啓発活動の充実	● 「障がい」に対する見方・考え方をはじめ様々な人権問題の解決のため、「じんけんセミナー」をはじめとする各種講演会の参加や街頭啓発活動の実施について、市民と協働で啓発・推進します。 ● 企業においても障がいに対する理解の促進や偏見をなくすために、各種研修会の参加や企業内の研修会の実施について啓発・推進します。	人権政策課 商工観光労政課
職員への人権啓発と意識の向上	● 人権問題に対する連続講座へ職員を派遣し、人権に対する理解を深めるため一層の啓発と意識の向上を図ります。	人権政策課
「地域共生社会」の理念の周知	● 広報活動、社会教育活動等を通じて、「地域共生社会」の理念の周知を継続的に推進します。また、学校教育等関係機関と連携し、全市児童生徒を対象とした福祉教育事業の実施に努めます。	関係各課
「障がい者週間」の広報・啓発	● 市民の理解と認識を深めるため、12月3日～9日の「障がい者週間」の行事として障がい者関係団体との連携を図りながら、障がいへの理解促進のための啓発記事を広報やホームページ等へ掲載します。	障がい福祉課

②人権学習の推進

市役所職員をはじめ、関係する職員に対して、人権問題等に関する研修や講演会の機会を拡充し、障がいに関する理解を促進します。また、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題についても理解を深められるよう支援します。

今後の取組	内 容	関係課
市職員に対する研修の実施	● 同和問題や障がいのある人をはじめ様々な人権問題に対する理解を深めるため、市職員を対象とした集合研修及び「じんけんセミナー」等への派遣研修を実施するとともに、各所属で人権・同和問題研修に取り組みます。 ● 職員提案や研修事後アンケートの内容を研修に積極的に取り入れ、より効果のある実施に努めるとともに、職場研修では随時情報提供を行い、継続実施しやすい環境づくりに努めます。 ● 積極的に各種研修会や地区別懇談会に参加し、障がいに対する理解の自己研鑽を行います。	総務課 人権教育課
民生委員児童委員に対する研修の実施	● 民生委員児童委員に対して、障がいに対する理解を深めるための学習会や人権に関する研修を実施します。	社会福祉課
講演会の周知	● 障がい者支援の関係機関が実施する講演会等の周知に努め、市民参加を求めることにより、障がいのある人に対する理解を深めていきます。	障がい福祉課
障がい者関係団体に対する人権学習会の支援	● あらゆる人権問題に対する理解を深めるため、障がい者関係団体の人権学習会を支援します。	障がい福祉課

(2) 交流機会の確保

現状と課題

障がいに対する理解を普及するためには、障がいのある人との交流やふれあいなど、障がいのある人とともに活動する機会を充実することが大切です。

本市では、学区のふれあいまつりや地域のコミュニティセンターの利用の際に、障がいのある人と地域の人との交流機会を設けています。また、市内で開催される様々な大会等において、手話通訳者や要約筆記者の配置を行い、参加しやすい環境づくりに努めています。

しかし、事業所アンケートや団体ヒアリングの調査結果をみると、障がいのある人やその家族からは、地域の人と交流をする機会が少ないと感じているとの声が上がっているなど、今後も障がいのある人が地域における事業に参加しやすい体制づくりに向けて支援の在り方を検討するとともに、交流機会のさらなる充実を図ることが必要です。

施策の方向



今後の取組

①交流機会の充実

地域で開催される各種事業へ障がいのある人が参加しやすい体制を整備するなど、地域での障がいのある人との交流機会の充実を図り、障がいに対する理解を促進します。

今後の取組	内 容	関係課
地域行事への参加の促進	● 地域で実施する各種事業に障がいのある人が参加しやすいよう、取組の周知を図るとともに、ボランティアの配置や会場の設営等の十分な配慮を行い、参加の促進を図ります。	関係各課
交流の場・機会の確保	● 障がいのある人との交流会等、障がいのある人への理解を深めるための積極的な取組を実施します。	関係各課

(3) 福祉教育の推進

現状と課題

障がいや障がいのある人に対する理解を深め、ともに尊重し支えあう共生社会を実現するためには、福祉教育が重要です。

本市では、福祉教育読本「福祉のこころ」を活用し、福祉教育に関する授業を行っています。また、障がいのある人とのふれあいを通して「ともに生きる」ことについて学ぶ機会を持つとともに、体験学習等を実施し、障がいに対する理解の促進を図っています。しかし、アンケート調査によると、障がいのある人に対する市民の理解が進んできたと感じている人の割合は3割程度にとどまっています。

今後は、福祉や障がいに対する理解だけではなく、日常生活の中での実践につなげていけるよう、学習内容の見直しを行い、福祉教育の一層の充実に努める必要があります。

施策の方向



今後の取組

①福祉教育の充実

福祉や障がいに対する理解だけではなく、日常生活の中での実践につなげていけるよう、学習内容の見直しを行い、福祉教育の充実に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
福祉教育読本の活用	● 福祉教育読本「福祉のこころ」を活用し、福祉教育を進めるとともに、効果的な活用ができるよう内容等を検討していきます。	学校教育課
障がいのある人に対する理解の教育の充実	● アイマスク体験学習 [※] 等、障がいに対する理解と認識を培う学習を年間計画のなかに位置づけるとともに、学習で学んだことが生活の中でいかせるよう、教育内容の充実に努めます。	学校教育課

今後の取組	内 容	関係課
ふれあいの場・機会の充実	● 障がいのある人とふれあったり、思いや願い等についての話を聞いたりすることを通して、障がいのある人の生き方を学ぶ機会の充実に努めます。	学校教育課
学校行事を通じた障がいに対する理解の促進	● 学校行事やPTA行事・学校・学年通信等を通じ、障がいや障がいのある人に対する保護者や地域の人々の理解の促進を図るとともに、学習で学んだことが日常生活の中で実践できるよう、教育内容の充実に努めます。	学校教育課
福祉に関する体験学習の充実	● 総合的な学習等における福祉施設の訪問、車いす・手話等の体験学習の実施やチャレンジウィーク※、キャリア教育※における福祉施設での職場体験等のふれあいを通して、障がいのある人の思いや生き方を学ぶ機会の充実に努めます。	学校教育課

(4) 地域福祉活動の支援・連携

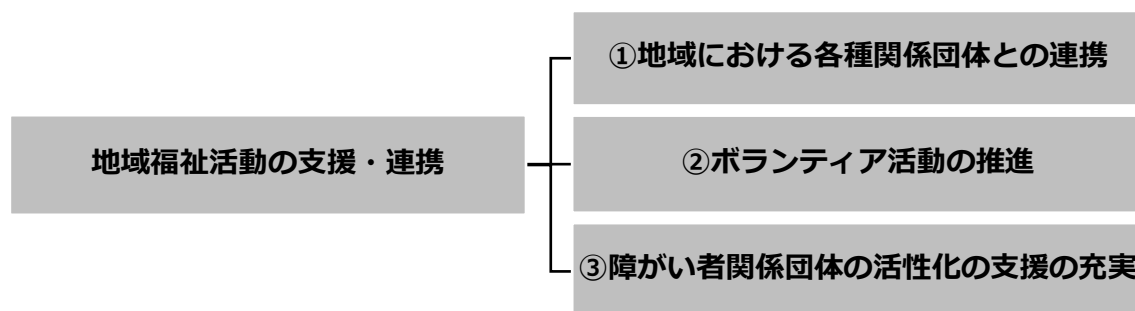
現状と課題

地域共生社会の実現のためには、すべての市民がともに支えあいながら暮らすことができるまちづくりをめざした地域福祉の理念を推進することが必要です。

地域の中で障がいの有無や年齢、性別、国籍等に関係なく、すべての市民が安心して充実した生活が送れるよう、市民それぞれが地域福祉の視点に立った活動の推進に取り組むため、社会福祉協議会や地域振興協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、障がい者団体等の関係機関と連携を図りながら、地域福祉活動に取り組む必要があります。

また、障がいのある人に対するボランティア活動では、障がいの特性を理解した人材が不可欠ですが、その人材が不足しているのが現状です。障がい者関係団体の活動においても、ボランティアの不足によりうまく活動できない状況も見受けられ、わかりやすい情報提供と人材の確保等によるボランティア団体や障がい者関係団体への支援が求められます。

施策の方向



今後の取組

①地域における各種関係団体との連携

地域振興協議会をはじめ、学区民生委員児童委員協議会とも連携し、障がいに対する理解の促進に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
地域の関係機関との連携	● 社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、地域振興協議会など地域の関係機関との積極的な情報交換や情報共有などにより、つながりを強くすることで、地域に暮らす障がいのある人に対する市民の理解を深められるようにします。	障がい福祉課 関係各課

②ボランティア活動の推進

社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の推進に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
ボランティア活動の推進	● 社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の参加につながるようボランティア活動に関する情報提供を積極的に行います。	障がい福祉課
ボランティア人材の育成	● 視覚障がい者生活行動訓練、障がい児者レクリエーション・スポーツ大会などを通じて、ボランティア活動に興味を持ってもらえるように働きかけます。さらに、幼児期から障がいを通じた福祉を学び体験する機会を提供するとともに、市内全域の小中学校等に事業を周知します。	障がい福祉課

③障がい者関係団体の活性化の支援の充実

団体活動の活性化、会員増を図るため、啓発等により障がいのある人へ障がい者団体への参加を促すとともに、障がい者関係団体の活性化に向けての支援を継続して行います。

今後の取組	内 容	関係課
障がい者関係団体への活動支援	● 障がい者団体等の重要性などを啓発し、団体活動の活性化と会員数の増大を図るとともに、市内における障がい者関係団体の把握に努め、各障がい者関係団体の自主的な活動を支援するための活動補助金を交付します。	障がい福祉課
家族会に対する活動支援	● 家族同士の親睦や一般講演会開催の支援等、家族会の運営や活性化に向けての支援を継続して行います。	障がい福祉課

2. 保健・医療の充実

(1) 障がい原因となる疾病の予防及び早期発見体制の充実

現状と課題

障がいの要因は疾病や疾患である場合も多く、疾病予防や重度化を防ぐためには、保健医療の充実が重要です。

アンケート調査等においても、疾病が原因で障がいが発生する身体障がいのある人が多く、生活習慣病をはじめとした疾病からの障がいの発生の予防や、早期発見のための体制の充実が必要という回答が多くみられました。

養育支援が必要な母子や発達に課題のある子どもに対しては、早期に気づいて適切な療育につなげることが重要です。そのため、医療機関等との連携を深めながら、疾病予防対策及び早期発見体制を充実していくことが求められます。

施策の方向

障がいの原因となる疾病の予防及び
早期発見体制の充実

①疾病予防及び障がい等の早期発見の
ための体制整備

今後の取組

①疾病予防及び障がい等の早期発見のための体制整備

疾病の予防や発達の課題に対して適切な支援や療育につなぐため、健康診査や保健指導の適切な実施に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
母子健康手帳の交付	● 妊娠・出産または育児についての正しい知識の普及及び健康の保持増進のため、母子健康手帳を交付します。	健康増進課
妊婦に対する各種健診・助成の充実	● 妊婦の健康の保持及び増進のため、医療機関において妊婦健康診査を実施するとともに、健診に対する助成を行います。	健康増進課
発達相談の実施	● 個別相談を行い、必要に応じて発達検査及び発達を促すかわり方の助言を行います。	健康増進課
先天性代謝異常等検査の受診勧奨	● 先天性代謝異常などの早期発見・早期治療をするため、先天性代謝異常等検査の受診を勧奨します。	健康増進課
保健指導の実施	● 妊産婦や乳幼児の健康に関して、必要に応じた支援を行います。	健康増進課
就学時健康診断・定期健康診断の充実	● 学校保健法に基づき、就学時健康診断・定期安全健康診断を実施し、一般疾病・障がいの早期発見に努めます。	学校教育課

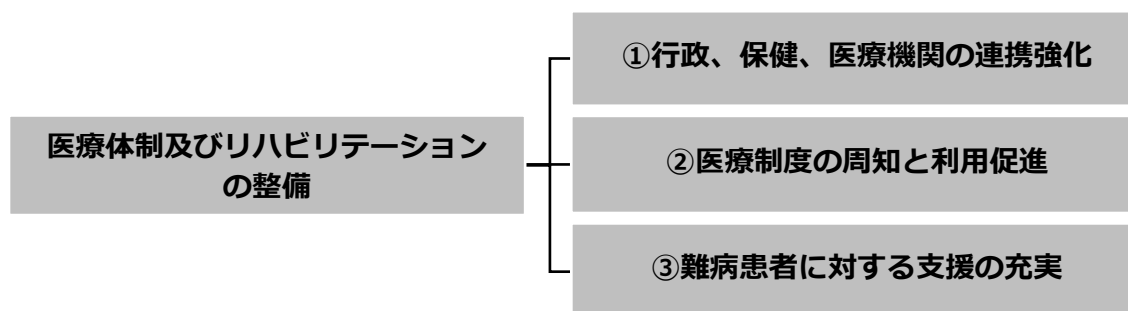
(2) 医療体制及びリハビリテーションの整備

現状と課題

障がいのある人の高齢化、重度化により、地域生活支援のためには医療機関との連携がより重要となります。また、後天的に病気や事故等によって障がいが発生した人に対して、社会復帰（リハビリ）を支援する体制の整備が必要です。今後も、障がいのある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーション※を受けられるよう、地域医療体制等の充実を図る必要があります。

難病患者については、障害者総合支援法に基づき、障がいのある人と同様に自立支援のサービス提供が行われます。

施策の方向



今後の取組

①行政、保健、医療機関の連携強化

障がいのある人の健康を維持し、二次的障がいの発生予防や、リハビリテーションを支援するため、行政、保健、医療機関の連携を強化するとともに、情報の共有に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
地域包括ケアシステム※の構築	● 在宅の障がいのある人の日々の生活を支援するため、マネジメント機能を果たせる人材の確保を図るとともに、主治医や訪問看護師等の多職種との連携を強化し、地域で生活できる地域包括ケアシステムの構築を図ります。	障がい福祉課 長寿福祉課 健康増進課
関係機関の連携強化	● 多職種が連携・協働できるよう継続して協議・検討を行うとともに、関係機関と連携を図りながら相談支援を行います。	障がい福祉課 長寿福祉課 健康増進課
初期救急医療の充実	● かかりつけ医制度を啓発するとともに、休日・平日夜間等の初期救急医療の充実を図ります。また、在宅医療や介護の現状についての情報が、市民に広く伝わるよう情報提供体制の拡充に努めます。	健康増進課 長寿福祉課

②医療制度の周知と利用促進

医療機関等との連携により、公費負担制度等の制度の利用促進に努めるとともに、医療機関に対して、適正な運用についての啓発を進めます。

今後の取組	内 容	関係課
養育医療費の給付	● 養育のため、指定養育医療機関に入院することを必要とする未熟児に対する養育医療費給付事務を行います。	健康増進課
自立支援医療の給付	● 育成医療 身体障がいのある児童に対し、その障がいを除去または軽減し、生活能力を得るために必要な育成医療費給付事務を行うとともに、制度の周知に努めます。 ● 更生医療 18 歳以上の身体障がいのある人に対し、その障がいを除去または軽減し、生活能力を得るために必要な更生医療費を給付するとともに、他制度との併用など適正な運用についての啓発に努めます。 ● 精神通院医療 通院による精神医療を継続的に必要とする人に対し、精神通院医療の事務を行うとともに、制度の周知に努めます。	障がい福祉課
福祉医療費の助成	● 重度または中度の心身障がいのある人または精神に障がいのある人の医療費の一部（医療保険の自己負担額や高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金）を助成します。	保険年金課
アイバンク・腎バンクの普及啓発	● 厚生労働省が発行した臓器提供意思表示カードを窓口を設置し、アイバンクや腎バンクの普及啓発を図ります。	健康増進課 保険年金課

③難病患者に対する支援の充実

難病患者に対する支援の充実を図るため、広域的な連携や医療機関等との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
難病患者に対する支援	● 難病患者に対する支援等の情報提供を行います。また、療養相談については、保健所や滋賀県難病相談・支援センターとの連携を図ります。	障がい福祉課 健康増進課 長寿福祉課
日常生活用具の給付	● 難病患者や家族の支援を行うため、医療機関等との連携を図りながら、様態に応じた日常生活用具の給付を行います。	障がい福祉課

3. 生活支援の充実

(1) 経済的自立の支援の充実

現状と課題

障がいのある人が地域で質の高い自立した生活を営むためには、経済的自立に関する支援が重要です。

各種手当、障がい年金について、制度を知らなかったり、理解できないことによって受給できないことがないように、制度の周知に取り組めます。

また、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度などその他の経済的支援について、状況に応じて必要な情報提供を行います。

施策の方向

経済的自立の支援の充実

①各種経済的自立支援制度の周知と充実

今後の取組

①各種経済的自立支援制度の周知と充実

就労等による収入が得られない障がいのある人や低所得者に対し、共済制度や各種年金・手当等を周知し、経済的支援の充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
障害基礎年金の支給	● 国民年金の被保険者期間中や 60 歳から 65 歳未満に初診日がある病気やけがで障がいになったときに、その障がいの程度により障害基礎年金を支給するとともに、18 歳までの子どもを扶養しているときは加算額を加えます。また、障害基礎年金の裁定につなげるため、関係課や年金事務所と連携し、制度の一層の周知に努めます。	保険年金課
特別障がい者手当の周知・利用促進	● 日常生活に常時特別の介護を要する 20 歳以上の在宅の障がいのある人に対し、特別障がい者手当の周知、利用促進を継続し、重度の心身障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図ります。	障がい福祉課
障がい児福祉手当の周知・利用促進	● 20 歳未満の重度の心身障がいのある人に対し、障がい児福祉手当の周知、利用促進を図り、重度の心身障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図ります。	障がい福祉課
心身障がい者扶養共済制度の普及	● 障がいのある人を扶養する保護者等が、障がいのある人の将来の自立を助長するため、相互に掛金を出し合い年金・弔慰金を支給する心身障がい者扶養共済制度について、関係団体と連携を図り、普及を促進します。	障がい福祉課
各種減免・無料制度の周知	● 各種税金の減免、NHK放送受信料、郵便物の減免及びNTT無料番号案内の周知を図ります。また、障がいの種類や程度に合わせた周知方法を検討します。	各関係機関

今後の取組	内 容	関係課
児童扶養手当の支給	● 児童の父または母が重度の障がいの状態にある場合、父または母に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	子育て応援課
特別児童扶養手当の支給	● 20 歳未満の在宅中度以上の心身障がい児を養育している保護者等に特別児童扶養手当を支給し、在宅心身障がい児の福祉の増進を図ります。	障がい福祉課
就学経費の一部支給	● 小・中学校の特別支援学級※に就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を支給します。	学校教育課

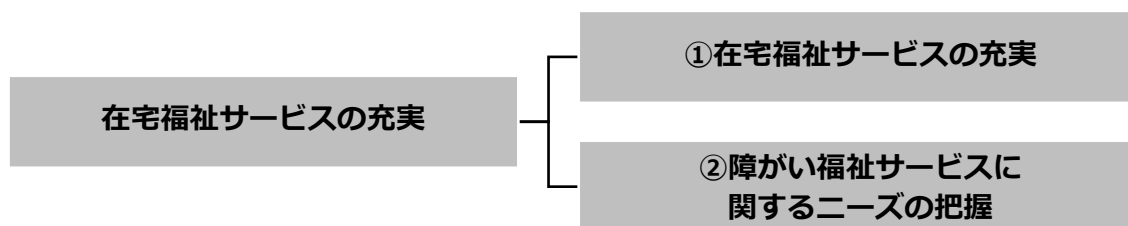
(2) 在宅福祉サービスの充実

現状と課題

障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むためには、在宅サービスの量的・質的充実を図る必要があります。

アンケート調査によると、障がいのある人の主な介助者は同居の家族であることが多く、また、今後のサービスの利用意向については、「家族が病気になったり用事ができたときに利用できるショートステイサービス」が最も多くなっています。さらに、住みよいまちをつくるために必要なこととして、「在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉のサービスの充実」と回答した人がいずれの障がい種別でも 30%前後を占めています。今後、介助や手助けをする家族の高齢化が進むことから、ショートステイや日中一時支援など、在宅福祉サービスの一層の充実に努める必要があります。

施策の方向



今後の取組

①在宅福祉サービスの充実

本人の日常生活の支援を図るとともに、保護者及び介助者の負担を軽減するため、より一層の在宅福祉サービスの充実を図るとともに、周知に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
訪問入浴サービスの実施	● 寝たきりなど、在宅の重度障がいのある人で入浴することが困難な人に対して、訪問入浴サービスを実施します。	障がい福祉課
紙おむつ購入費の助成	● 在宅の常時紙おむつを必要とする重度障がいのある人（児）に対して、紙おむつ購入費を助成します。また、制度の周知を図ります。	障がい福祉課
補装具費の交付・修理費の支給	● 身体障がいのある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体の失われた部分や障がいのある部分を補うため補装具費の交付及び修理費の支給を行います。また、障害者更生相談所と連携を密にし、補装具の必要性の見極めを行います。	障がい福祉課
日常生活用具の給付	● 在宅の障がいのある人に対し、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台等の障がい部位に応じた用具を給付します。	障がい福祉課
夏期休暇期間中の日中一時支援事業の利用促進	● 市内在住の小・中学校特別支援学級、または特別支援学校に通う子どもが、日中一時支援事業の利用により、夏期休暇期間中の余暇時間の有効活用と、規則正しい生活習慣を維持することができるよう、夏期休暇期間中の日中一時支援事業の利用を促進します。	障がい福祉課
緊急通報システムによる緊急時対応の整備	● 民生委員との連携と情報共有を進め、「緊急通報システム」等による通報手段等の確保を図り、緊急時の対応の整備を図ります。	長寿福祉課 障がい福祉課

今後の取組	内 容	関係課
在宅福祉サービスの充実	● 在宅福祉サービスの周知や事業者の拡大及び質の向上を図り、日常生活を営むことに著しく支障のある重度障がいのある人の日常生活を支援します。家庭介護が困難になった場合や、介助者の休養等のための一時的なショートステイや日中一時支援などによる支援を行います。	障がい福祉課
障がい者地域活動支援センターの充実	● 障がい者地域活動支援センター機能強化事業により、栗東市身体障がい者デイサービスセンターにおいて、在宅の障がいのある人に対して、創作活動や社会との交流の促進、入浴サービスなどを行います。	障がい福祉課
外出支援の充実	● 屋外での移動に困難がある障がいのある人について、外出のための介護を行い、社会参加の促進を図ります。	障がい福祉課
各種割引制度の周知	● 民間バス運賃の割引、ＪＲ運賃の割引、航空運賃の割引、有料道路通行料金の割引、タクシー料金の割引などの制度の周知に努めます。	障がい福祉課

②障がい福祉サービスに関するニーズの把握

国・県の動向を注視し、各種団体のニーズを本市の課題として捉え、関係機関と連携し、施策展開ができるよう取り組みます。

今後の取組	内 容	関係課
ヒアリング等によるニーズの把握	● 必要に応じて、各種関係団体等へのヒアリングを行い、ニーズの把握に努めます。	障がい福祉課
関係団体等との連携によるニーズの把握	● 民生委員児童委員などの地域の団体と連携し、障がいのある人のニーズの把握に努めます。	障がい福祉課

(3) 地域生活支援拠点の整備と施設整備の推進

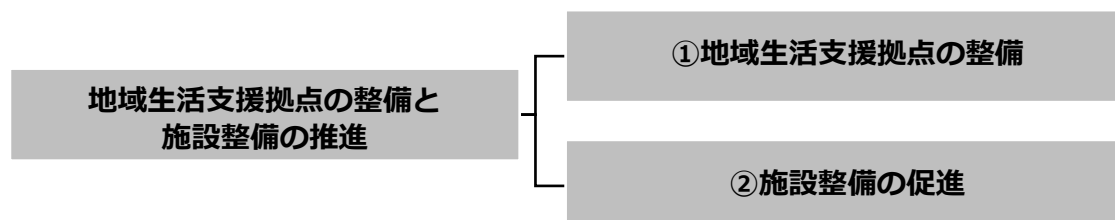
現状と課題

少子高齢化が進むにつれ、「親亡き後」問題が大きな課題としてあげられるようになっていきます。介助者がいなくなった後の、居場所や普段の生活を支えるためには、受け入れられる施設を整備しなくてはなりません。また、「親亡き後」問題以外にも、緊急時の対応や障がいの重症化などにより、きめ細かく身近な地域で支援が提供できる、総合的な機能を持った地域生活支援拠点の整備についても求められています。

市では、入院中の精神障がいのある人の退院や児童施設に入所している知的障がいのある人の地域移行※を推進することも含めて、障がいのある人が、地域で安心して暮らせる環境整備のひとつとして、共同生活援助（グループホーム）の整備が喫緊の課題となっており、共同生活援助の整備に取り組む必要があります。

また、湖南4市では、家庭や地域生活が困難な重症心身障がいのある人に対して、重症心身障がい者通所施設を令和2年4月に開所しました。今後は、次の施設整備に向け、湖南4市で検討していく必要があります。

施策の方向



今後の取組

① 地域生活支援拠点の整備

相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能を持った地域生活支援拠点の整備に取り組みます。

今後の取組	内 容	関係課
地域生活支援拠点の整備	● 障がいのある人の生活を地域全体で支えるため、サービス提供事業者等の関係機関と連携し、地域生活支援拠点の設置及び機能の充実を図ります。	障がい福祉課

② 施設整備の促進

障がいの特性や生活状況に応じた適切な施設利用ができるよう、湖南4市及び県と連携して通所・入所施設の利用を支援します。

今後の取組	内 容	関係課
重症心身障がい者通所施設等の整備	● 重症心身障がい者通所施設の整備を湖南圏域において推進します。	障がい福祉課

(4) 手話の啓発・普及、コミュニケーション支援の充実

現状と課題

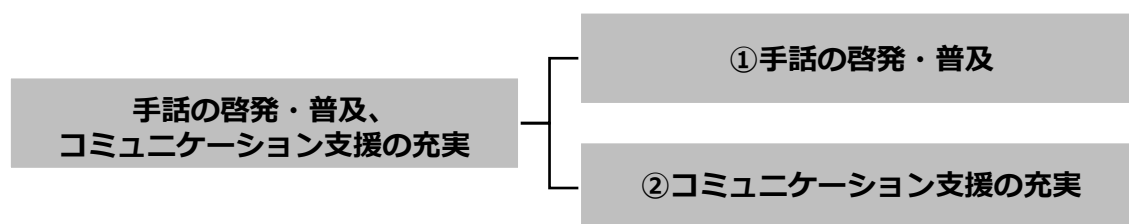
障がいのある人の積極的な社会参加を促進するためには、障がいの特性により情報の伝達が困難な人に対するコミュニケーション支援の充実が必要です。

本市では、令和2年10月に、手話が言語であることの認識及びろう者への理解を広げ、すべての市民が共生していく社会の実現をめざすために“栗東市手話言語条例”を、また、障がいのある人の多様なコミュニケーション手段の理解・利用を促進し、情報の取得について支援を行うために“栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例”を施行しました。

今後、ふたつの条例の施行を踏まえ、手話に対する理解や普及、手話を使う環境づくりを整備し、聴覚障がい児の手話の獲得に関する施策の検討をしていくとともに、情報入手や多様なコミュニケーション手段に対応するためには、様々な取組が必要になります。

また、市民や、事業者に対する合理的配慮の実施についての啓発に取り組んでいく必要があります。

施策の方向



今後の取組

①手話の啓発・普及

すべての市民が共生していく社会の実現をめざすために、栗東市手話言語条例の周知啓発を図り、手話が言語であることを認識し、ろう者への理解を広げます。

今後の取組	内 容	関係課
手話に対する理解及び普及	● 啓発講座や研修の実施、パンフレット作成などにより、手話を言語として認識しろう者への理解を深める取組を行います。	障がい福祉課

今後の取組	内 容	関係課
手話を使用しやすい環境づくりに関する取り組み	● 手話学習者を増やすことや、行政情報等を手話で提供するなど、手話を使用しやすい環境整備の取り組みを行います。	障がい福祉課
聴覚障がい児の手話の獲得に関する取り組み	● 聴覚障がい児にとって、乳幼児期から手話を獲得することが重要であることから、情報提供や機会の確保を図る取り組みを行います。	障がい福祉課

②コミュニケーション支援の充実

栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例の周知を図り、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解・利用を促進し、障がい者の情報の取得及びコミュニケーションについて支援を行います。

今後の取組	内 容	関係課
多様なコミュニケーション手段の理解、及び利用促進の取り組み	● 多様なコミュニケーション手段（手話、触手話、接近手話、要約筆記、筆談、点字音訳、代筆、指点字、平易な表現、絵図、代用音声など）の理解、利用促進に取り組むとともに、障がいのある人のニーズの把握を行います。	障がい福祉課
手話通訳者、要約筆記者の派遣	● 対象者の把握を行うとともに、聴覚障がいのある人に対し、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。 ● 遠隔手話通訳（筆談）ができる環境を整えていきます。	障がい福祉課
盲ろう・通訳介助者の派遣	● 対象者の把握を行うとともに、盲ろう通訳者・介助者の派遣について検討します。	障がい福祉課
市役所における手話通訳ができる職員の配置	● 市役所に手話通訳ができる職員を配置します。	障がい福祉課

今後の取組	内 容	関係課
「耳マーク表示板」、 「筆談ボード」の活用	● 聴覚障がいのある人が公共機関の窓口で安心してコミュニケーションが図れるように、市役所等に「耳マーク表示板」や「筆談ボード」を設置します。 ● 手帳交付時や職員に対して「耳マーク」の周知に努めます。 ● 銀行や病院など公共的機関へも「耳マーク」の設置を働きかけ、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援します。	障がい福祉課
多様なコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供	● 広く市民に向け、多様なコミュニケーション手段を学ぶ機会（手話、点字、要約筆記など）の情報提供をするとともに、手話の普及を図るために「手話講座」を開催し、手話や聴覚障がいに理解のある人材育成に努めます。また、講座開催にあたっては、開催期間や時間等の工夫に努め、参加者の増大を図ります。	障がい福祉課
合理的配慮の実施についての周知・啓発	● コミュニケーションにおける合理的配慮の実施について、市民や事業者に対して周知・啓発を行います。	障がい福祉課
学校等の教育における多様なコミュニケーション手段に接する機会の提供	● 学校等の教育現場において、子どもたちが手話、点字等の多様なコミュニケーション手段に接することは、教育段階で理解したり、利用の促進を図ることができることから、教育活動の中で、多様なコミュニケーション手段に接する学習を取り入れるよう努めます。	障がい福祉課 学校教育課 幼児課

(5) 情報提供の充実

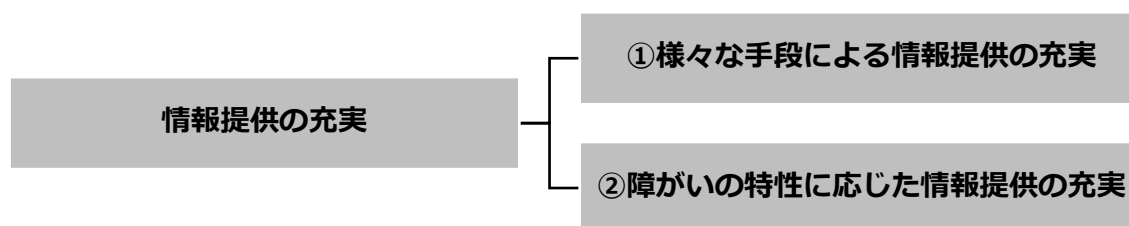
現状と課題

障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティ※の向上、情報提供の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上は重要です。

アンケート調査によると、「栗東市手話言語条例」「栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例」施行に伴い、障がいの有無にかかわらず、情報を取得しやすい環境が整うことを期待すると回答した人が4割を超えており、また、住みよいまちをつくるために必要なこととして「行政からの福祉に関する情報提供の充実」と回答した人が3割を超えています。

このことから、障がいの特性に応じた対応ができるよう、情報提供の一層の充実が必要です。また、情報通信技術（ICT）の発展に伴う利用者のニーズの変化に対応した利用しやすい情報提供の環境を整えていく必要があります。

施策の方向



今後の取組

①様々な手段による情報提供の充実

障がい者福祉施策等の情報について、様々な情報提供手段により、情報提供の充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
障がいのある人に配慮した情報提供	● 利用者が必要とする情報を必要なときに確実に提供できるよう、事前の情報収集に一層努めるとともに、広報紙においては、各課からの情報や取材内容が読みやすくかつ伝えやすくなるよう、デザインや文字、色の使い方などに配慮し、引き続き工夫に努めます。 ● また、ホームページではウェブアクセシビリティ※の向上に一層努めるなど、だれにもやさしい情報発信に努めます。	秘書広報課 関係各課
音訳や点字による広報の充実	● 視覚障がいのある人のコミュニケーション支援の手段として、音訳や点字による広報の充実を図ります。	秘書広報課 議事課
各種手帳交付の周知	● 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得目的の啓発に努めるとともに、各種サービスの提供による障がいのある人の自立支援・社会参加の促進・福祉の向上を図ります。	障がい福祉課
「ハートプラスマーク」「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の発行	● 内部障がい等に対する社会的理解を促進し、目に見えない障がいにより生じる不利益を解消するため、「ハートプラスマーク」「ヘルプマーク」「ヘルプカード」を発行します。	障がい福祉課
「障がい福祉のてびき」の発行	● 障がいに対する正しい知識と理解を得るため、より見やすく便利なものとなるよう改訂版「障がい福祉のてびき」を発行し、障がい福祉サービスの周知を行います。	障がい福祉課

②障がいの特性に応じた情報提供の充実

自分で情報を選択することが難しい障がいのある人に対し、障がいの特性に応じた利用しやすい情報提供に努めます。また、比較的軽度な障がいのある人に対する情報提供にも努めます。

今後の取組	内 容	関係課
視覚障がいのある人に対する朗読サービスの実施	● 視覚障がいのある人に対して、音訳ボランティアによる図書館・自宅での朗読サービスを実施するとともに、ボランティアの養成・増員に努めます。	図書館
市の広報紙等の点訳・音訳	● 点字・音訳による広報の周知に取り組みます。また、音声広報については、CD版の音声広報による情報提供を行うなど、利用者のニーズに対応した利用しやすい情報提供の環境整備に努めます。	秘書広報課 議事課
図書館蔵書の音訳・点訳	● 市民から依頼があった場合は、蔵書等を音訳や点訳するとともに、ボランティアの養成・増員に努めます。	図書館

コ ラ ム

本市では、手話を言語と認め、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の普及と利用促進により、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現をめざすため、令和2年3月25日、「栗東市手話言語条例」「栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例」を制定し、令和2年10月1日に施行しました。

「栗東市手話言語条例」では、手話が言語であることの認識や、ろう者への理解を広げ、手話を使用しやすい環境を構築することで、すべての市民が共生していく社会の実現をめざします。実現のために、市や事業所、市民が広く手話やろう者に対して理解を深められるよう、今後推進していくための基本理念及び施策を市として定めます。

「栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例」では、手話、要約筆記、筆談、点字、音訳、代筆、代読、指点字、平易な表現、絵図、代用音声といった障がい者の多様なコミュニケーション手段を理解し、障がい者にとって容易に情報取得やコミュニケーションを行うことができる社会の実現をめざします。こちらも実現のために、障がい者の多様なコミュニケーション手段の理解・周知・利用促進を行うための基本理念及び施策を市として定めます。

栗東市手話言語条例

目的

- ① 手話が言語であることの認識及びろう者への理解を広げる
- ② すべての市民が共生していく社会の実現をめざす

施策の推進

- (1) 手話に対する理解及び普及のための施策
(例) 啓発講座や研修の実施・パンフレット作成
- (2) 手話を使いやすい環境づくりに関する施策
(例) 市民等への手話の普及や行政情報等を手話で提供
- (3) 聴覚障がい児の手話の獲得に関する施策
(例) 聴覚障がい児が幼い頃から手話を獲得できるような場の情報提供や環境づくり
- (4) その他市長が必要と認める施策

栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例

目的

- ① 多様なコミュニケーション手段の理解及び利用を促進
- ② 障がい者のコミュニケーション及び情報の取得について支援を行う

施策の推進

- (1) 多様なコミュニケーション手段の理解及び利用促進に関する施策
(例) 啓発講座や研修の実施・パンフレット作成
- (2) 多様なコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供及びその取組に関する施策
(例) 手話講座や点字講座の実施
- (3) 市民等及び事業者に対する合理的配慮の実施についての啓発に関する施策
(例) 企業訪問時に周知・啓発、対応相談
- (4) 災害その他の非常の事態が発生し、又はおそれがある場合における障がい者の情報の取得に関する施策
(例) 災害時等における視覚情報の発信や音声情報の工夫、ビブス作成など情報が取得しやすくなるよう環境づくり
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(6) 総合相談機能の充実

現状と課題

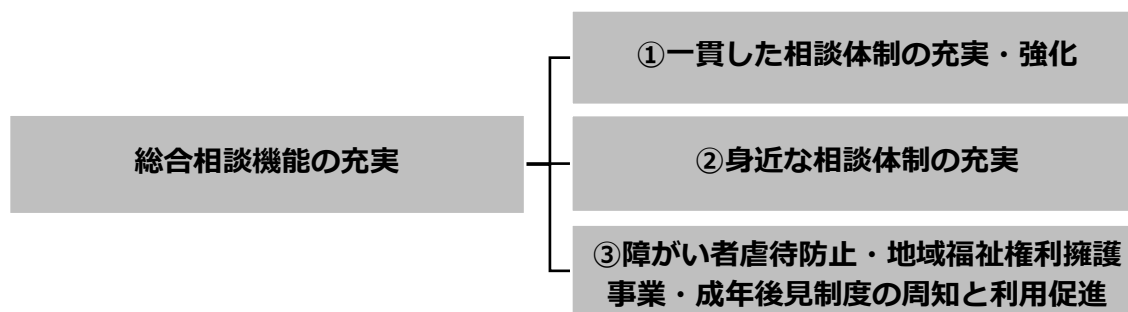
障がいのある人を取り巻く環境は、度重なる法改正による制度の複雑化により、障がいのある人自身も把握しにくい状況となっています。

アンケート調査によると、住みよいまちをつくるために必要なこととして、「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」と回答した人が50%を超えて最も多くなっています。

障がいのある人の相談支援については、広域委託による相談支援と特定相談支援事業※所による計画相談支援、市の窓口での相談支援を行っています。しかし、相談業務を十分担えるだけの人材確保が困難な現状があります。

今後も、障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障がい種別に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図る必要があります。

施策の方向



今後の取組

①一貫した相談体制の充実・強化

障がいの特性や発達段階に応じた適切な支援をするため、関係機関との連携やケアマネジメント※の実施により、より充実した総合的な相談支援体制の確保を図るとともに、ライフステージを通した一貫した相談体制を整備します。

今後の取組	内 容	関係課
地域活動支援センターとの連携による相談支援体制の充実	● 相談支援に関する市との情報共有を図るとともに、計画相談についても特定相談支援事業所との連携も含め、連動した総合的な相談支援体制の充実に努めるなど、支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進めます。	障がい福祉課
栗東市障がい児・者自立支援協議会の活性化	● 関係機関の連携の緊密化とともに地域の実情に応じた体制整備について協議を行うことで、障がいのある人等への支援体制の整備を図ることを目的とする自立支援協議会の運営の活性化を図ります。	障がい福祉課
就学相談の機会の充実	● 就学相談における相談員や相談時間の確保に努め、就学相談の機会の充実に努めます。	学校教育課
基幹相談支援センターの充実	● 障がいのある人が総合的、専門的な相談支援を受けられるよう、基幹相談支援センターの相談支援体制の充実に努めます。	障がい福祉課
切れ目のない相談支援体制づくり	● 障がいのある人のライフステージに応じて適切な支援を受けられるように、関係課や関係機関との連携の強化を図ります。 ● 障がいのある人や子どもが、個々の状況に合わせた適切な相談支援を受けられる体制の充実に努めます。	障がい福祉課 関係各課

②身近な相談体制の充実

障がい者相談員※や相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により、相談業務の質の向上を図るとともに、関係機関間のネットワークの形成及びその活用を推進し、障がいのある人が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を構築します。

今後の取組	内 容	関係課
障がいのある人の身近な相談支援	● 心身障がい者相談員の質の向上を図るために研修会を開催し、広報等による啓発を行います。 ● 「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」に基づき、障がいを理由とした差別があっても、自身で相談することが難しい人の代弁するなどにより、障がい者の権利を擁護し、障がい者差別解消相談員につなぐ役割を担う「地域アドボケート」を配置し、障がい者差別の解消に取り組みます。	障がい福祉課
民生委員児童委員による身近で適切な相談支援	● 民生委員児童委員が地域での相談に適切に対応できるよう、年間を通して研修、情報交換の機会を設け、特に新任民生委員児童委員に対して、研修を実施するなどの支援を行います。 ● 複合的な課題を抱えた人に対して、各課、関係機関、団体との連携による相談窓口を設置し、支援を行います。	社会福祉課
第三者機関との連携による苦情や問題解決に向けた取組の充実	● 障がいのある人のサービス利用に関する苦情等について、第三者機関と連携を図り、苦情や問題解決に向けた取組の充実を図ります。	障がい福祉課
人権いろいろ相談の開催	● 様々な人権に関する悩みの相談窓口として、人権擁護委員による相談を開催します。 ● 相談業務に対応できるよう専門知識を習得する研修会を実施し、質的充実を図ります。	人権政策課

③障がい者虐待防止・地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の周知と利用促進

障がい者の虐待防止と、地域福祉権利擁護事業※・成年後見制度の周知と適正な利用の促進を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
障がい者虐待防止センターとしての機能強化	● 障がい者の虐待通報の受理や、障がい者及び養護者に対する相談や指導・助言など、障がい者虐待の防止に対する支援を行います。 ● 障がい者虐待防止に関する広報や啓発活動について、より効果的な方法を検討しながら取り組みを進めます。	障がい福祉課
地域福祉権利擁護事業の周知・利用促進	● 判断能力が十分でない知的障がいのある人や精神障がいのある人等が、社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業により、適切なサービス利用ができるよう支援します。	障がい福祉課
成年後見制度の周知・利用促進	● 判断能力が十分でない知的障がいのある人や精神障がいのある人等が、財産管理や在宅サービスの利用などで自分に不利な契約を結ぶことがないよう、制度の周知と利用の促進を図ります。 ● 国の成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関を設置し、既存の取り組みの充実や新たな機能の整備について、段階的、計画的に取り組めます。	障がい福祉課

4. 学習機会の充実と社会参加の促進

(1) 就学前対応と就学指導の充実

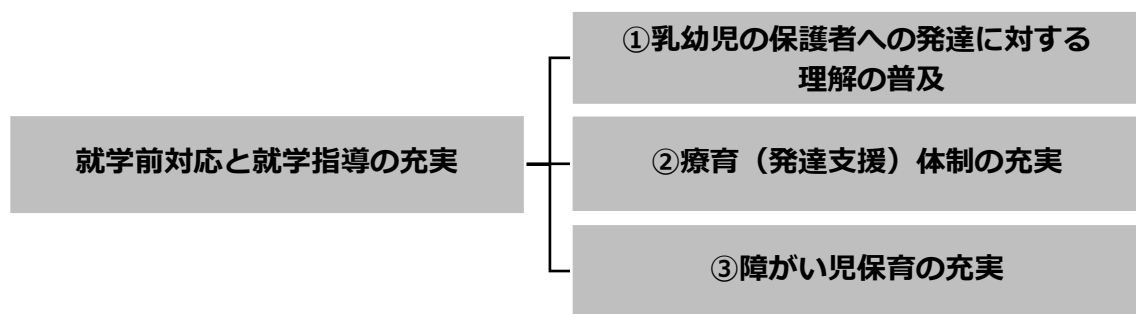
現状と課題

子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳児期から幼児期にかけて、子どもが必要な時期に専門的な発達相談・支援が受けられる体制を医療、保健、福祉等との連携のもとに確立することが必要です。また、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深め、保護者が個々の発達のペースや特性を理解し受け止めることができるよう、早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、発達障がい等へのその後の円滑な支援にもつなげていくことが重要です。

本市では、関係各課と関係機関が連携し、発達相談や早期療育に努めています。また、加配職員の配置を行い保育の充実に努めています。しかし、発達の過程や特性は個々により様々で、養育に不安を抱えている保護者は多くなっています。このため、健康診査などによる相談や必要に応じた発達検査など、早期療育へとつながる体制の充実に図り、支援が必要な子どもに対する保護者の理解を促す必要があります。

また、対象幼児とその家族支援を充実させるには、専門知識を持つ職員を安定的に確保することが必要です。

施策の方向



今後の取組

① 乳幼児の保護者への発達に対する理解の普及

早期発見、早期療育のため、乳幼児期において保護者が個々の発達のペースや特性を理解し受け止めることができるよう、啓発活動や理解促進を図り、就学後や青年期・成人期の先を見据えた支援をめざします。

今後の取組	内 容	関係課
発達相談の充実	● 健診等の機会や相談を通じて、発達障がい等が考えられる子どもの保護者に対し、個々の発達のペースや特性を理解し受け止めことができるよう、きめ細やかな発達相談や支援ができる体制を整備します。関係課との連携を密にし、処遇を検討する機会を計画的に設けます。また、必要に応じて、適切な療育機関等と連携を図り、早期療育に努めるなど、就学前・就学後におけるきめ細やかな対応だけでなく、青年期・成人期までを意識した体制づくりに取り組みます。	健康増進課 発達支援課

②療育(発達支援)体制の充実

幼児期からの継続した療育体制を整備し、発達段階に応じた一貫性のある療育体制を確立するため、医療、保健や関係機関と連携を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
就学支援委員会の充実	● 就学支援委員会専門部会の機能の充実を図り、適切な環境において、保育が受けられるよう、職員の資質向上と人材確保に努めます。	幼児課
幼児ことばの教室の実施	● 教育相談後、通級が決定した幼児については定期的な指導や、必要に応じて発達検査や構音指導等を実施します。その他、保護者の支援のニーズに応じて通級ではない支援相談として対応し、通級指導同様に発達検査や構音指導、保護者支援を行います。また、多様なニーズに応じ、園と連携してよりよい支援の提供に努めるとともに、職員の資質向上と人材の確保に取り組みます。	発達支援課
たんぽぽ教室の充実	● 遊びや小集団活動を通じて日常生活への適応や自立を促し、個別の課題に応じた療育を進め支援するとともに、社会生活への参加を援助します。また、保護者に対して養育に関する支援を中心に相談や助言を行います。幼児の家庭環境や事情によっては、関係機関と連絡を密にし、幼児の療育が計画的に行えるよう取り組みます。また、児童発達支援センターとして、児童発達支援事業に取り組むことにより地域の発達支援を担えるよう、専門知識を持つ職員体制の安定確保に努めます。	発達支援課

今後の取組	内 容	関係課
児童発達支援事業と計画相談の実施	● 心身の発達に障がいや遅れのある、または将来においてその疑いのある幼児に対して、社会生活への適応や自立に向けて力を獲得できるように、児童発達支援事業や保育所等訪問支援などの利用を提案し、利用計画を作成します。また、支援を適切に受けているかモニタリングを行います。	発達支援課

③障がい児保育の充実

保育園や幼稚園において、コーディネーターを中心に、各園での指導を充実させ、職員の資質、保育の質の向上を図ります。また、一人でも多くの保育者が参加できるような研修機会を確保し、園全体の障がい児保育の力量を高めます。

今後の取組	内 容	関係課
保育園・幼稚園における指導の充実	● 家庭や療育事業関係者・関係専門機関との連携に努め、心の安定と心身の自立に配慮し、一人ひとりの発達課題に応じて特別支援教育※や特別支援教育推進園訪問を実施し、園内体制の充実を図ります。	幼児課
保育園・幼稚園における障がい児保育の充実	● 保育園・幼稚園での障がい児保育の推進のため、総合保育を進めながら生涯にわたっての系統的療育を踏まえ、障がい児加配職員や看護師の配置に努めるとともに、加配保育士・加配教諭の障がい児保育についての研修会を実施します。	幼児課

(2) 特別支援教育の充実

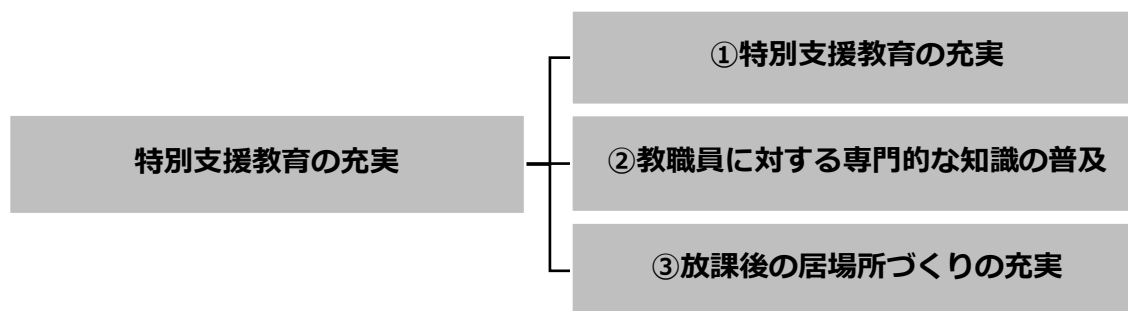
現状と課題

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ[※]教育システム構築のために必要不可欠なものです。子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことにより、障がいのある子どもにも、また、障がいがあることが周囲から認識されていないものの学習上または生活上困難のある子どもにも、さらにはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられます。

本市では、障がいの特性に応じた指導や個性、能力を最大限に引き出す教育課程の編成、職員に対する指導方法の工夫・改善を図るための研修会を行っています。また、個に応じた支援充実のため、「個別の教育支援計画」を作成するとともに、特別支援教育支援員を各校1名ずつ配置しています。

今後も、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現のためには、障がいのある子どもが合理的配慮を含む必要な支援のもと、その年齢及び能力に応じて、その特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない子どもとともに受けることができるよう、きめ細やかな支援のより一層の充実が必要です。

施策の方向



今後の取組

①特別支援教育の充実

より確かな支援を実施し、児童生徒の個性や能力を最大限に引き出せるよう、教育課程の編成や指導方法の工夫・改善に努めます。また、特別支援教育の観点に沿った授業の改善や教材づくりに取り組み、だれもがわかる授業づくりを行い、特別支援教育の充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
児童生徒の実態に応じた特別支援学級と「通級指導教室」の設置	● 児童生徒の実態に応じて特別支援学級を設置するとともに、通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒のための個別指導や通級指導等、障がいの多様化に応じた児童生徒の指導に努めます。	学校教育課
教育課程の編成や指導方法の工夫	● 児童生徒の個性や能力を最大限に引き出せるよう、教育課程の編成や指導方法の工夫・改善に努めます。また、保幼小中高と継続した支援が行えるよう、「個別の教育支援計画」の作成を進めます。	学校教育課
子どもの状況に合わせた教材・教具の充実	● 子どもの成長に合わせた備品の設置や教材の作成など、教材・教具の充実に努めます。	学校教育課

②教職員に対する専門的な知識の普及

教職員に対する研修を実施し、より専門的な知識の普及と障がいに対する理解を促進します。また、特別支援学級の担任や担当者だけでなく、より多くの教職員が研修に参加するよう取り組みます。

今後の取組	内 容	関係課
教職員の指導力の向上	● 教職員に対して、特別支援教育基礎講座、専門講座等を開催し、教員の特別支援教育に対する理解を深め、指導力量の向上を図ります。 ● 通級指導教室担当者の研修を助成し、専門資質の向上を図ります。	学校教育課 幼児課

③放課後の居場所づくりの充実

障害児地域活動施設指定管理者と放課後等デイサービス事業所との連携を深めながら、それぞれ個性あるサービス提供が行われるよう支援するとともに、地域に根ざした事業を展開することで、障がいのある児童生徒の放課後の居場所づくりの充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
放課後等デイサービス事業の支援	● 障がいのある小学生から高校生までの子どもの、学校の帰りや学校休業日、長期休暇における居場所づくりのため、放課後等デイサービス事業の支援を行います。 ● 放課後、地域において他の児童や住民とのかかわりの中で社会的な経験を積みせるとともに、療育により規則正しい生活習慣を維持するため、障害児地域活動施設指定管理者に対して、必要に応じた支援を行います。	障がい福祉課

(3) 社会参加の促進

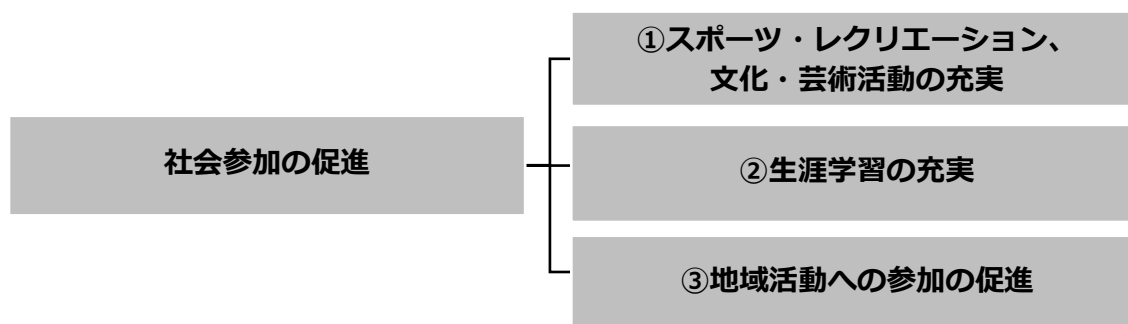
現状と課題

障がいのある人の社会参加を促進するうえで、スポーツやレクリエーション、文化・芸術活動などに参加することは重要であり、さらには、生きがいのある人生を送ることにつながるものです。

本市では、県スポーツ大会への参加、心身障がい児・者レクリエーション・スポーツ大会の開催、視覚障がい者生活行動訓練、ダンス、音楽を通じた芸術文化講座開催事業、移動支援事業などを通じて、社会参加の促進と障がい理解についての活動を広げています。

今後も、障がいのある人のニーズにあった事業を展開していけるようニーズ把握に努め、障がいの特性に応じた個別支援ができるボランティアの充実や合理的配慮を図り、社会参加の機会を確保する必要があります。

施策の方向



今後の取組

①スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動の充実

障がいのある人のスポーツやレクリエーション、文化・芸術活動への参加機会の拡充を図るとともに、障がいのある人が主役でスポーツをする楽しみを体感できるようなスポーツやレクリエーション活動を、地域住民の協力を得ながら開催できるよう環境の整備に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
スポーツ・レクリエーション大会の開催	● 障がいのある人がスポーツを通じてお互いの交流と親睦を深め、社会参加意欲の高揚と体力の維持、増進を図ります。また、参加者の拡大のための周知活動やボランティアの確保を行います。	障がい福祉課
スポーツ・レクリエーション事業の推進	● 障がいのある人が気軽に参加できるよう、スポーツ・レクリエーション事業の推進を図ります。また、(公財) 栗東市スポーツ協会等が進める各種事業においても、障がいのある人にやさしい対応ができるような指導、助言を行います。	スポーツ・文化振興課
文化・スポーツ施設の改善・バリアフリー化	● 文化・スポーツ施設を障がいのある人が容易に利用できるよう改善します。 ● 身近なスポーツ施設で、スポーツやレクリエーションが楽しめるよう、既存のスポーツ施設での障がい者用トイレの設置や、スロープ、点字ブロック等の整備を図ります。	スポーツ・文化振興課
芸術文化施設の快適な鑑賞空間の確保	● 芸術文化施設を障がいのある人が容易に利用できるとともに、快適な鑑賞空間の確保に努めます。また、障がいのある人が気軽に参加体験できる環境づくりに努めるとともに、芸術文化会館を管理運営する民間企業に対して「障がい者にやさしい環境づくり」の指導、助言に努めます。	スポーツ・文化振興課

②生涯学習の充実

学習機会の充実・啓発を図るとともに、障がいのある人が参加しやすい環境の整備に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
講座に参加しやすい環境整備	● じんけんセミナー等への手話通訳、託児サービス、車いす利用者への対応等に取り組めます。また、12月の「人権週間」に合わせた人権文化事業の開催など、希望するだれもが参加できる講座を開催します。	人権政策課
だれもが参加できる公開講座・セミナーの開催	● 障がいの有無にかかわらず、希望するだれもが参加できる公開講座・セミナーを開催します。また、講座・セミナー参加促進のための告知・啓発を継続して行います。	生涯学習課

③地域活動への参加の促進

障がいのある人が地域活動に参加しやすい環境の整備に努めます。そのための障がいに対する理解の啓発を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
地域活動に参加しやすい環境の整備	● 障がいのある人の地域活動への参加を促進するために、障がいに対する理解を促進するとともに、自治会等に意思疎通支援事業等の障がい福祉サービスの周知を図り、障がいのある人が地域活動に参加しやすい環境の整備に努めます。 ● 要請に応じ、出前講座で障がい理解の啓発を行います。また、広報等に障がい福祉に関する記事を掲載し、情報の発信に努めます。	障がい福祉課
自治会集会所のバリアフリー化に対する工事費の一部補助	● 自治会へのアドバイスや情報提供を行うとともに、自治会の集会所のバリアフリー化に対し、工事費の一部を補助し、自治会等地域コミュニティ組織が活動しやすい環境整備に取り組みます。	自治振興課

(4) 移動支援の充実

現状と課題

障がいのある人の積極的な社会参加を促すためには、外出しやすい環境づくりが必要であり、そのための移動支援や交通対策が必要です。

アンケート調査によると、外出する際に困ること、問題があるため外出が難しくなっていることとして、「介助してもらおう人などがいないと外出が難しい」と回答した人が30%弱を占め多くなっています。障がいのある人の余暇支援を目的に実施している移動支援事業を、より多くの障がいのある人のニーズに応えることができるようにするため、事業の周知を図っていく必要があります。

施策の方向



今後の取組

①移動支援の充実

障がいのある人の社会参加を促進するため、外出・移動支援の充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
移動支援事業の充実	● 屋外での移動に困難がある障がいのある人について、外出のための介護を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。また、事業の目的の周知に努めます。	障がい福祉課
タクシー代・ガソリン代の一部助成	● 重度心身障がい者に対して、タクシー代・ガソリン代の一部を助成します。	障がい福祉課
コミュニティバスの運行による移動手段の確保	● 栗東市コミュニティバス「くりちゃんバス」の運行による移動手段の確保を行います。今後は、バス待合所の環境改善を図るなど、運行サービスの充実に努めるとともに、バス利用実態調査と検証を継続して行います。	交通政策課

5. 就労の促進

(1) 一般就労の促進

現状と課題

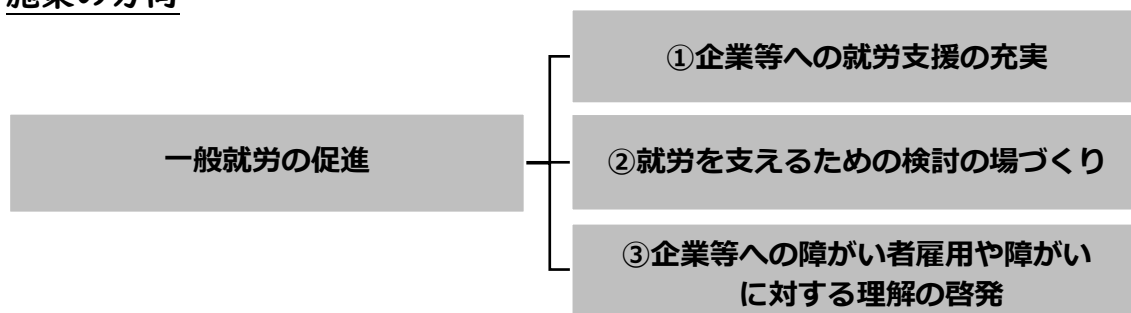
障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、総合的な支援を推進する必要があります。

市ではハローワークや滋賀障害者職業センター、湖南地域障害者働き・暮らし応援センター等と連携し、障がいのある人の就労支援に努めています。

アンケート調査によると、就労したり、働き続けるために必要な支援として、「就職後の相談支援」と回答した人の割合が、全体で約25%となっています。実際に、就職できた後に継続できずやめてしまう人も多く、就職後の支援の充実が求められています。

また、仕事を辞めた理由として、職場の障がいへの理解不足が多いことから、企業側が、障がいのある人の働きやすい職場をつくれるよう、障がい特性に応じたサポートや合理的配慮についての啓発が必要です。

施策の方向



今後の取組

①企業等への就労支援の充実

障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業や就労継続支援事業などを推進するとともに、関係機関と連携し、障がいのある人の就労機会の提供に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
公共職業安定機関等の相談機能の充実	● ハローワーク、滋賀障害者職業センター、湖南地域障害者働き・暮らし応援センター等との連携を強化し、各関係機関から発信される就労支援に向けた情報の迅速な収集に努め、相談・情報提供・職場開発・アフターケア等のスタッフ及び機能を充実します。	障がい福祉課 商工観光労政課
働き・暮らし応援センターとの連携強化	● 働き・暮らし応援センターとの定期的な情報共有や、検討の場を設置するなど連携を強化し、障がいのある人の就労相談の充実に努めます。	障がい福祉課
就労支援計画の充実	● 障がいのある人等の就職困難者の就労促進を図るとともに、就労定着に向けた継続支援に努めます。	商工観光労政課
就労移行支援事業の推進	● 企業等に就労希望の障がいのある人に、一定期間就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業を推進するとともに、事業の成果が企業内でいかせるよう、さらに公共職業安定所、滋賀障害者職業センター、湖南地域障害者働き・暮らし応援センターなど関係機関との連携を強化します。	障がい福祉課
就職支度金の支給	● 障がい者支援施設に通所または入所している身体障がい、または精神障がいのある人が、訓練を終了し、就職する等により自立する場合に、就職支度金を支給します。	障がい福祉課
更生訓練費の支給	● 障がい者支援施設に通所または入所している人に対し、更生訓練費を支給し社会的自立の促進を図ります。	障がい福祉課
公務部門における障がい者雇用	● 市役所における障がい者雇用について、「障がい者活躍推進計画」に基づき、雇用を促進するとともに、障がいの特性に応じたサポートや合理的配慮による就労環境の改善を図ることで、継続して働くことができるよう取り組みます。	総務課 関係各課

②就労を支えるための検討の場づくり

障がいのある人の継続した就労を支えていくため、関係する人々が集まり、情報共有しながら検討していくことのできる場づくりに努めます。

今後の取組	内 容	関係課
就労に向けた体験機会の充実	● サロンやJエクスぺ※（職業体験）を開催し、就労に向けてのステップアップにつなげます。	障がい福祉課
関係機関による情報共有及び検討の場づくり	● 就労を支えるために、必要に応じて庁内外の関係機関との情報共有を図ることで、適切な就労支援につなげます。	障がい福祉課

③企業等への障がい者雇用や障がいに対する理解の啓発

企業等に対し、障がいのある人の雇用や、職場内での障がいに対する理解について啓発を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
障がい者雇用の促進	● 企業に対し、障がい者雇用への啓発強化に努め、理解の促進を図るとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく各種制度等により、合理的配慮の提供を含めた障がい者雇用の促進を図ります。また、地域の関係機関と密接に連携し、雇用後の職場定着支援までの一貫した支援の充実に努めます。	商工観光労政課 障がい福祉課

(2) 福祉的就労の促進

現状と課題

一般就労が困難な障がいのある人にとって、就労支援事業所等は、一般就労に向けた準備の場、社会参加の場としての機能を有しています。

湖南地域の現状としては、関係機関で構成する「湖南地域障害児・者サービス調整会議進路部会・作業部会」において、児童の進路だけではなく、日中活動の場が確保されていない在宅者も含めた実態把握について、基準日を定め実施しています。このような取組も踏まえ、福祉的就労支援に必要とする資源を導き出すことにより、地域の法人や事業所など関係機関との協働による日中活動支援を促進するための具体策の提案を行っています。

今後も関係機関との連携を深め、工賃の向上や一般就労への移行を推進するために、就労の場の整備に取り組む必要があるとともに、施設が提供する物品等の優先購入の推進と積極的な企業等への啓発が必要です。

施策の方向

福祉的就労の促進

①福祉的就労の促進

今後の取組

①福祉的就労の促進

企業等で就労が困難な障がいのある人に対しては、障害者総合支援法に基づく日中活動の場の確保及び福祉的就労の場の確保や内容の充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
就労支援事業所の整備	● 今後予想される特別支援学校卒業生の増大や障がいの重度化・重複化、施設等からの地域移行に伴う受け皿の確保として、就労支援事業所等の整備を支援します。また、新規事業所の周知を行います。	障がい福祉課
優先購入(調達)の推進	● 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（障害者優先調達法）※」に基づき、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達に努めます。 ● 栗東地区障がい者事業所連絡協議会と協力しながら、多くの企業等への啓発を行い、販路の拡大を図ります。	障がい福祉課
福祉的就労の充実	● 一般就労の困難な障がいのある人に対し、障がい福祉サービスによる就労の場の提供を行うとともに、工賃向上への取り組みを支援します。	障がい福祉課

6. 生活環境の整備

(1) バリアフリー化の促進

現状と課題

障がいのある人が安心して外出できるように、公共交通機関等のバリアフリー化を推進します。

また、不特定多数の人々が利用する公共的建築物については、障がいの有無に関わらず、だれもが利用しやすい構造とするユニバーサルデザインの理念に基づいた建設を推進します。

本市では、平成 25 年度より滋賀県が推進している「思いやり区画」を窓口で啓発し、車いす利用の方だけでなく、内部障がいや高齢者、妊産婦の方など、移動が困難な方がより使いやすい区画の整備等に努めています。また、栗東駅前土地区画整理区域では、幹線道路の歩道に点字ブロックの設置を進めています。

今後もバリアフリー化及びユニバーサルデザインの理念に基づき、生活環境の計画的な整備を推進するとともに、交通安全対策の充実に努める必要があります。

施策の方向



今後の取組

①バリアフリー化の推進と交通安全対策の推進

障がいのある人が安心して外出できるように、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、交通安全対策の推進や交通マナーの向上を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
小・中学校の施設のバリアフリー化	● 障がいのある子どもの就学の利便性向上のため、小・中学校においてバリアフリー化を図ります。	教育総務課
事業者に対する指導・助言	● 「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例※」に基づき、事業者に対して指導・助言を行います。	住宅課 障がい福祉課

今後の取組	内 容	関係課
福祉のまちづくり意識の啓発	●福祉のまちづくり意識の高揚に向け、その理念の浸透を図るため、多くの世代・団体等がまちづくり活動に取り組めるよう啓発に努めるとともに、関係団体を支援します。	障がい福祉課
歩道のバリアフリー化	●障がいのある人の需要に応じ、障がいのある人の利用に配慮した段差の適切な切り下げ・点字ブロックの敷設等を整備し、移動の連続性と安全で快適な歩道空間の確保に努めます。	交通政策課
音声信号機の整備推進	●音響信号機の整備など、障がいのある人や高齢者に配慮した交通安全施設の整備推進に努めます。	交通政策課
交通マナーの向上	●通行の支障となる放置自転車の撤去や、路上迷惑・違法駐車防止等啓発に努めます。	交通政策課
道路の適正使用に係る指導強化	●道路占用許可に際して厳正に審査をし、許可物件が通行を阻害することのないように努めます。	土木管理課

(2) 防犯対策の充実

現状と課題

障がいのある人が安心して暮らせる社会を実現するため、防犯体制の充実が求められます。特に近年は、消費生活において判断能力が十分でない障がいのある人を狙った悪質な振り込め詐欺等特殊詐欺も多発するなど、障がいのある人等は犯罪被害を受けやすいため、より一層安心・安全な地域社会が望まれています。

このため、警察署などの関係機関や市民、事業所、行政等の連携や、家庭や地域における防犯意識を高めることで、地域社会の犯罪抑止力を高めていけるよう、適切な支援が求められています。

施策の方向



今後の取組

①防犯対策の充実

地域と警察・行政が連携を図り、犯罪に関する情報発信、市民の防犯活動の支援、啓発等を行い、犯罪が起りにくい環境を整えます。また、交通安全対策の充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
自主防犯活動のための支援と情報提供	● 地域で自主防犯活動が活発にできるよう、適切な支援と情報の提供を行います。	危機管理課
交通安全や防犯に関する出前講座の実施	● 障がい者関係団体等からの依頼に応じて、交通安全や防犯に関する出前講座を実施します。また、犯罪に巻き込まれないための対策や、犯罪の早期発見などについて、様々な媒体や方法を用いて啓発します。	交通政策課 危機管理課
障がい者関係団体の開催する交通安全教室の支援	● 障がい者関係団体の開催する交通安全教室を支援し、障がいのある人への交通ルールの啓発等を支援します。	交通政策課 障がい福祉課

(3) 居住支援の充実

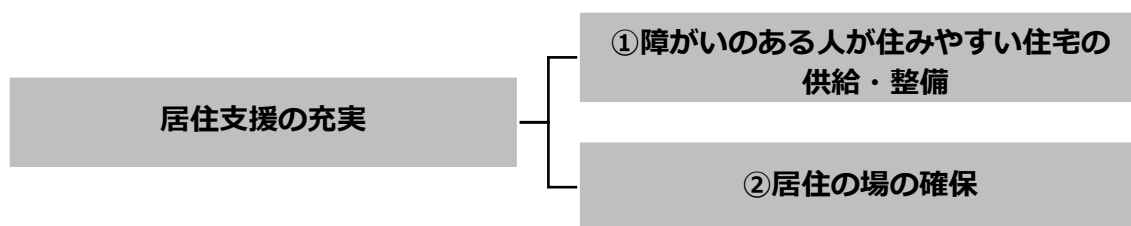
現状と課題

施設入所者や退院可能な精神障がいのある人の在宅生活移行を促進する中で、安全で住みやすい住宅の整備は重要です。また、障がいのある人の介護者が高齢化する中、「親なき後」の生活の場の整備について早急な取組が求められており、障がい者アンケートでも共同生活のための住居のニーズは高くなっています。

本市では、身体障がい者同居世帯向け公営住宅を管理しており、今後も、障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、グループホームの整備や、個々の意思の尊重を実現できるような住まいの場の供給体制の充実が必要です。

また、グループホームの設置に対する、地域住民への啓発活動が求められます。

施策の方向



今後の取組

①障がいのある人が住みやすい住宅の供給・整備

住宅改造を含めた安全で住みやすい住宅の供給と整備を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
在宅生活を送るためのアドバイスの充実	● 在宅の障がいのある人の日常生活を容易にするため、障がいのある人からの住宅改造における相談があった場合に、障がいのある人の生活状況から住宅改造か、あるいは福祉用具などの利用で自立した生活を送ることができるのかのアドバイスを行います。	障がい福祉課 長寿福祉課

今後の取組	内 容	関係課
住宅改造に伴う経費の一部助成	● 在宅の重度障がいのある人の日常生活を容易にし、また、介助者の負担を軽減するため、住宅改造に伴う経費の一部を助成します。	障がい福祉課

②居住の場の確保

障がいのある人が地域で生活をするため、居住の場の確保・改善に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
市営住宅の改善等の事業におけるユニバーサル化※	● 市営住宅の大規模改修に併せて、ユニバーサル化に対応した住宅整備を行います。 ● 公営住宅等長寿命化対策を通じて、居住性向上・福祉対応型改善を行います。	住宅課
グループホームの設置に対する支援	● 地域の中で共同生活を営むため、自立生活の援助を行うグループホームの設置について支援します。また、設置の際は、周辺住民の理解を促進します。 ● 重度の障がいのある人について、住まいの場と確保とともに日中活動の場についても一体的に検討していきます。	障がい福祉課

7. 防災・災害時支援の充実

(1) 防災対策の充実

現状と課題

障がいのある人が安心して暮らせる社会を実現するためには、防災体制の充実が重要です。

本市では、災害発生時の避難の際、支援が必要な方の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、関係機関等が的確な対応が行えるよう整備しています。また、同報系防災行政無線のほか、同放送の自動電話応答装置、登録制メール、エリアメールの配信により、災害時の情報伝達手段の充実に努めています。しかし、アンケート調査によると、災害発生時に困ると思うことについては、「安全なところまですばやく避難できない」や「どのように対応すべきか判断できない」と回答した人が多くなっています。このことから、様々な手段で情報を発信する一方で、メディアに不案内な人をフォローするため、避難行動要支援者を実際に援護する地域の自主防災組織の育成、活性化に努める必要があります。また、災害時要援護者避難支援マニュアルに沿った避難施設の整備、医薬品の確保など、具体的な対策を講じる必要があります。

施策の方向

防災対策の充実

①防災体制の充実

今後の取組

①防災体制の充実

地域防災力(消防団、自主防災組織)の向上と防災意識の醸成に努めるとともに、緊急時の情報伝達手段の充実や災害時における避難行動要支援者の把握、避難方法や避難生活の具体策など、防災体制の充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
福祉ネットサービスのシステムづくりの推進	● 防災意識の醸成に努めるとともに、地域における住民（自治防災組織等）・民生委員・警察署・消防署等の協力を得ながら、災害時の避難誘導が図られる福祉ネットサービスのシステムづくりを推進します。併せて、同報系防災行政無線等により、緊急時の情報伝達体制を充実します。	危機管理課 社会福祉課 障がい福祉課
避難行動要支援者名簿の整備	● 関係機関との連携を図り、災害や緊急時における障がいのある人に係る避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有します。 ● 障がい者手帳取得・更新時に制度についての説明、申請の勧奨を行います。	社会福祉課 障がい福祉課
防災体制の充実	● 「栗東市地域防災計画」、「栗東市国民保護計画」に基づき、障がいのある人の避難方法や避難生活（福祉避難所※の開設）など、被災後の具体的対策を含めた防災体制の充実を図ります。 ● 地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と打合せ、具体的な避難方法等についての個別計画を策定します。	危機管理課 社会福祉課 障がい福祉課

第5章 障がい福祉計画（成果目標・事業量見込）

1. 成果目標の設定

障がいのある人の地域生活への移行や就労支援、障がいのある子どもの健やかな成長といった課題に対応するため、第6期計画及び第2期計画における成果目標を、国の基本指針に基づくとともに、本市や圏域の実情を考慮し、以下のとおりに設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	①地域生活に移行する人数 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
	③ 施設入所者数の削減 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

本市の目標	実績	施設入所者数	32人
		地域生活に移行した人数	0人
	目標	①地域生活に移行する人数	2人
		②施設入所者数の削減	1人
		令和5年度末時点での施設入所者数	37人※

※実績は令和元年度末時点、目標は令和5年度末時点

※入所施設利用者数の見込みについて、本市をはじめ滋賀県では多くの入所待機者がいるなど、施設入所者の人数を減らすことが困難な状況と考えられます。本市においても、アンケート調査における利用ニーズをみても施設入所の利用状況は充分とはいえないものとなっています。このため、令和5年度末時点の福祉施設入所者数については、令和元年度末時点の入所施設利用者数から5人増の37人を目標とします。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 令和5年度末までに各市町村（又は各圏域）に協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。		
本市の目標	実績	圏域での協議の場の設置	設置済み
	目標	圏域での協議の場の設置	継続して開催

※実績は令和元年度末時点、目標は令和5年度末時点

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針	地域生活支援拠点等の充実 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。		
本市の目標	実績	圏域での地域生活支援拠点の整備	未整備
	目標	圏域での地域生活支援拠点の整備	湖南4市連携による整備を実施予定
		圏域での地域生活支援拠点の運用状況の検証	上記整備後、運用状況の検証する場を設置

※実績は令和2年度末時点、目標は令和5年度末時点

(4) 福祉施設から一般就労への移行

国の 基本指針	① 一般就労への移行者数 令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上が令和 5 年度中に一般就労に移行することを基本とする。
	ア. 就労移行支援事業 令和元年度の一般就労への移行実績の 1.30 倍以上とすることを基本とする。
	イ. 就労継続支援 A 型事業 令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.26 倍以上とすることを基本とする。
	ウ. 就労継続支援 B 型事業 令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.23 倍以上とすることを基本とする。
	② 就労定着支援事業利用者数 令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
	③ 就労定着支援事業の就労定着率 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを基本とする。

本市の 目標	実績	一般就労移行者数	9 人
		就労定着支援事業利用者数	9 人
		就労定着支援事業の就労定着率	88%
	目標	① 一般就労への移行者数	12 人
		ア. 就労移行支援事業	10 人
		イ. 就労継続支援 A 型事業	1 人
		ウ. 就労継続支援 B 型事業	1 人
		② 就労定着支援事業利用者数	9 人
		③ 就労定着支援事業の就労定着率	80%

※実績は令和元年度末時点、目標は令和 5 年度末時点

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	①児童発達支援センターの設置 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
	②保育所等訪問支援の実施 令和5年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
	③児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
	④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

本市の目標	実績	児童発達支援センターの設置	設置済み
		保育所等訪問支援の実施	保育所等訪問支援実施済み
		児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	整備済み
		医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	協議の場を設置、コーディネーターは未配置
	目標	児童発達支援センターの設置	継続して維持
		保育所等訪問支援の実施	継続して実施
		児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	継続して確保
		医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	継続して開催、コーディネーター配置については検討

※実績は令和元年度末時点、目標は令和5年度末時点

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	相談支援体制の充実・強化等 令和５年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
--------	--

本市の目標	実績	総合的・専門的な相談支援機関の設置	設置済み
	目標	総合的・専門的な相談支援機関の設置	継続して維持
		総合的・専門的な相談支援の実施	継続して実施
		訪問等による専門的な指導・助言	継続して実施
		相談支援事業者の人材育成の支援	継続して実施
		相談機関との連携強化の取組の実施	定期的に実施

※実績は令和元年度末時点、目標は令和５年度末時点

※各種取組の実施計画値は第５章「５．その他活動指標」で掲載

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針	障がい福祉サービス等の質の向上 令和５年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。
--------	--

本市の目標	実績	障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	積極的に活用
	目標	障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	積極的に活用
		障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	審査結果の共有の場の検討

※実績は令和元年度末時点、目標は令和５年度末時点

※各種取組の実施計画値は第５章「５．その他活動指標」で掲載

2. 障がい福祉サービスの見込量と確保の方策

(1) 訪問系サービス

● サービス内容 ●

サービス	実施内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般に係る援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由の方または重度の知的障がいや、精神障がいにより行動上著しい困難を有する方であって、常時介護を必要としている方に対し、自宅等で、入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な方の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいや、精神障がいにより行動が困難な方に対し、危険を回避するために必要な介助や、外出時における移動中の支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護の必要性が著しく高く、意思疎通が困難な方に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

①居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

《サービス量確保の方策》

居宅介護については、利用が多いことを踏まえ、今後も支援員を増やすため、事業者が行う従事者養成研修等の実施や支援員の募集に際して、会場確保や周知・広報等を通して支援します。

重度訪問介護については、入院中の利用が可能になったことで、利用者が安心して過ごせる環境を整えるために支援員を増やすことが求められ、今後も事業者が行う従事者養成研修等の実施に際して、会場確保や周知・広報などの支援を行います。また、支援員が障がい特性を理解したうえで適切にサービスを提供できるよう、相談支援専門員との連携等を通じて、関係者間での必要な情報の共有化を進めます。

同行援護については、利用者のニーズに合った利用ができるよう関係機関との連携に努め、適正なサービス量の支給決定を行います。また、人材確保のための従事者養成研修に関する周知や、新型コロナウイルスに対する適切な対応のための情報共有など、利用者が安心して利用できる環境づくりを支援します。

行動援護については、市内の事業所に対し従事者養成研修に関する情報提供や、広報紙等での研修の周知に努め、有資格者の増加を支援します。また、新型コロナウイルスに対する適切な対応のための情報共有など、利用者が安心して利用できる環境づくりを支援します。

重度障害者等包括支援については、サービス対象者が限られていること、また一つの事業所で複数のサービス内容を包括的に提供する必要があり、支援の仕組みが複雑である等の理由から、これまで利用実績はありませんでした。今後も利用状況に変化がないことが予想されます。

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	29,280 時間	31,476 時間	33,794 時間
	利用者数	258 人 (158 人)	277 人 (170 人)	298 人 (183 人)

※年間延べ時間数、各年度末日における支給決定者数、()内は月平均利用者数

(2) 日中活動系サービス

● サービス内容 ●

サービス	実施内容
生活介護	常時介護が必要な重度の障がいのある人に対して、昼間、施設内で入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な身体障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい、または精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、一定の期間における支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練などの支援を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する方に対し、生産活動や職場体験を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練や、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着に必要な相談などの支援を行います。
就労継続支援 A 型	一般企業などへの就労が困難な方に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図るなどの支援を行います。
就労継続支援 B 型	一般企業などへの就労が困難な方などに、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。
就労定着支援	障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題に向けて必要となる支援を実施します。
療養介護	医療が必要な方であって、常時介護を必要とする重度心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所 (ショートステイ)	在宅の障がいのある人を介助する方が病気などの場合に、障がいのある方が短期間入所し、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

①生活介護

《サービス量確保の方策》

さらなる提供量の確保に向けて、支援員増加のための従事者養成研修受講者募集の周知や、事業所の新規参入の促進等に取り組みます。

また、障がいのある人や高齢者がともに利用できる共生型サービスについては、事業所への実施の働きかけを行い、サービス内容の周知に努めます。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	22,268 人日	23,121 人日	23,992 人日
	1,175 人	1,220 人	1,266 人

※年間延べ人日分、年間延べ人数

②自立訓練（機能訓練、生活訓練）

《サービス量確保の方策》

市内において事業所の開設予定はありませんが、今後も、利用者にとって必要な支援が受けられる事業所に適切につながるよう、関係機関との連携や情報提供に努めます。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	821 人日	1,107 人日	1,489 人日
	43 人	58 人	78 人
自立訓練（生活訓練）	2,121 人日	2,437 人日	2,805 人日
	121 人	139 人	160 人

※年間延べ人日分、年間延べ人数

③就労移行支援

《サービス量確保の方策》

一般就労を希望する人が必要なサービスを利用できるよう、市外施設も含めた情報提供に努めます。また、新型コロナウイルスによる雇用形態の変化にも対応が求められるため、相談支援事業所や就労関係事業所との連携や情報共有に努め、利用者が一般就労につながるよう支援します。

市行事における施設等からの物品や役務の調達の推進も継続して実施し、工賃水準の引き上げや活動・訓練の場の確保を図ります。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	3,651 人日	3,954 人日	4,281 人日
	233 人	252 人	273 人

※年間延べ人日分、年間延べ人数

④就労継続支援(A型、B型)

《サービス量確保の方策》

障がいのある人がニーズに沿ったサービスを利用できるよう、情報提供に努めます。また、今後も引き続き、市行事における施設等からの物品や役務の調達を推進し、賃金水準の引き上げや活動・訓練の場の確保を図るなど支援します。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（A型）	6,496 人日	7,282 人日	8,163 人日
	339 人	380 人	426 人
就労継続支援（B型）	38,309 人日	40,629 人日	43,087 人日
	2,229 人	2,364 人	2,507 人

※年間延べ人日分、年間延べ人数

⑤就労定着支援

《サービス量確保の方策》

平成 30 年度より開始されたサービスのため、引き続きサービス提供体制の確保を図るとともに、障がいのある人が必要に応じてサービスを利用できるよう、情報提供に努めます。

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労定着支援	7 人	8 人	9 人

※月平均利用者数

⑥療養介護

《サービス量確保の方策》

市内の事業所の新規開設予定はありませんが、今後も引き続き、障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、関係機関との連携及び情報提供に努めます。

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
療養介護	16 人日	16 人日	16 人日

※月平均利用者数

⑦短期入所(ショートステイ)

《サービス量確保の方策》

引き続き、障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、既存の事業所を有効利用するための方策や、他制度に基づく施設（介護保険施設や病院など）での受け入れの可能性についての検討を行うとともに、関係機関との連携及び情報収集と提供に努めます。また、遊休地に関する情報収集と提供に努め、施設整備の実現に向けて事業所を支援します。

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
短期入所	1,827 人日	1,863 人日	1,863 人日
	128 人 (14 人)	131 人 (15 人)	131 人 (15 人)

※年間延べ人日分、支給決定者数、() 内は月平均利用者数

(3) 施設系サービス

● サービス内容 ●

サービス	実施内容
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、障がいのある人が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助や、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
施設入所支援	通所によって生活介護や訓練などを受けることが困難な方を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況や体調等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、利用者からの相談、要請があった際は、電話、メール等による随時の対応も行います。

①共同生活援助(グループホーム)

《サービス量確保の方策》

入居者の障がいの状況に合わせた施設整備には多大な経費を要するため、グループホームの整備を行う法人に対し、国制度（社会福祉施設整備補助金）の活用を促進します。

また、令和4年度を目標に市内にグループホームを1箇所設置予定のため、設置に向けて取り組みを進めるとともに、さらなる充実についても検討を進めます。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	449人 (38人)	507人 (43人)	531人 (45人)

※年間延べ人数、()内は月平均利用者数

②施設入所支援

《サービス量確保の方策》

市内に事業所の新規開設予定はありませんが、今後も引き続き、入所を希望する障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、市外施設も含めた情報収集と提供に努めます。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	419 人 (35 人)	430 人 (36 人)	441 人 (37 人)

※年間延べ人数、() 内は月平均利用者数

③自立生活援助

《サービス量確保の方策》

平成30年度より開始されたサービスのため、引き続きサービス提供体制の確保を図るとともに、障がいのある人が、地域移行への希望に応じて適切にサービスを利用できるよう、関係機関との連携及び情報共有に努めます。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	2 人	2 人	2 人

(4) 相談支援

● サービス内容 ●

サービス	実施内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するすべての方を対象として、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方を対象として、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	入所施設や病院から地域生活へ移行した方や、ひとり暮らしへ移行した方などを対象として、安定した地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に、訪問や相談などの必要な支援を行います。

① 計画相談支援

《サービス量確保の方策》

市内の相談支援専門員の人材確保・資質向上を図るため、相談支援専門員養成研修を実施する県に対し、研修の定員及び実施回数の増加について、引き続き要望していきます。

また、多様化する相談内容に対応するため、自立支援協議会の相談支援部会を通じて、地域の相談支援体制の充実と重層化を図るなど、相談支援事業者を支援します。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	335人	339人	343人

※年間実人数

②地域移行支援

《サービス量確保の方策》

施設入所者に対しては計画相談支援を通して、また、入院している人に対しては病院や地域移行支援事業所との連携により、それぞれの地域移行希望者を把握し、支援を必要としている人に対して利用したいサービスにつながるよう努めます。

また、多様化する相談内容に対応するため、地域の相談支援体制の充実と重層化を図るなど、相談支援事業者を支援します。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	2人	2人	2人

※月平均利用者数

③地域定着支援

《サービス量確保の方策》

障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、情報提供に努めます。

また、多様化する相談内容に対応するため、地域の相談支援体制の充実と重層化を図るなど、相談支援事業者を支援します。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域定着支援	2人	2人	2人

※月平均利用者数

3. 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

● サービス内容 ●

サービス	実施内容
理解促進・ 研修啓発事業	障がいのある人が日常生活や社会生活を送る中で起こる「社会的障壁（バリア）」を取り除くため、障がいのある人への理解を深めるための研修や啓発活動を通じて、地域住民へ働きかけます。また、「障がい者基本条例」の趣旨を踏まえ、障がいに対する理解の向上と合理的配慮の提供の促進を図ります。
自発的活動 支援事業	障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、障がいのある人やその家族、ボランティア活動団体、地域住民などによる自発的な取組を支援します。
相談支援事業	障がいのある人や介護者を対象として、障がいに関するあらゆる相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。
成年後見制度 利用支援事業	障がい等により判断能力が十分でない状態にある人が、財産管理や日常生活上の契約等を適切に行えるよう、成年後見制度の利用を支援します。また、一定の要件に該当する人に対し、市長が本人や親族に代わって申立てを行う「市長申立て」や、申立て費用や成年後見人等への報酬費用についての助成を行います。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を法人が適正に行える体制の整備や、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障を伴う障がいのある人に対し、意思疎通支援者の派遣等を行います。
日常生活用具 給付事業	障がいのある人の日常生活の便宜を図るための用具について、給付または貸与を行います。
手話奉仕員 養成研修事業	日常会話を行うのに必要な手話の語いと手話の表現技術を習得した人を養成し、聴覚に障がいのある人が意思疎通の支援を通して、日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、社会参加等に必要な外出時の支援を行います。
地域活動 支援センター 機能強化事業	障がいのある人が日中に通う施設において、創作的活動や生産活動を実施し、地域社会との交流を促進します。また、地域の実情に応じて、事業所ごとの特色あるサービスを提供します。

①理解促進・研修啓発事業

《サービス量確保の方策》

理解促進研修・啓発事業については、だれもが安心して暮らせる地域社会をめざし、市民の障がいに関する正しい知識と理解が深まるよう、事業の展開を検討していきます。

②自発的活動支援事業

《サービス量確保の方策》

自発的活動支援事業については、障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

③相談支援事業

《サービス量確保の方策》

障がい福祉事業を主とする法人への委託と基幹相談支援センター等機能強化事業を継続して実施し、だれでも安心して相談ができ、多様化する相談内容やニーズに対応できる体制の強化に努めます。また、基幹相談支援センターは圏域の相談支援のスキルアップを図るため、研修を通じた人材育成を行うとともに、相談支援の連携体制の強化に努めます。

《第6期計画の見込量（年間）》

▼障がい者相談支援事業（一般）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般相談支援委託事業所	既存の1か所において継続して運営		
障害者虐待防止センター	既存の1か所において継続して運営		
地域自立支援協議会	既存の1か所において継続して運営		
成年後見制度利用支援事業	既存の1か所において継続して運営		

▼基幹相談支援センター等機能強化事業

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター	既存の1か所において継続して運営		

④成年後見制度利用支援事業

《サービス量確保の方策》

引き続き事業の普及啓発を図り、成年後見制度を必要とする障がいのある人が安心して利用できるよう支援します。

《第6期計画の見込量（年間）》

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	56件	62件	68件

⑤成年後見制度法人後見支援事業

《サービス量確保の方策》

引き続き研修の実施を行うことで、法人後見活動を行う団体等の確保につながるよう、支援します。

《第6期計画の見込量（年間）》

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	1件	1件	1件

⑥意思疎通支援事業

《サービス量確保の方策》

引き続き手話奉仕員養成研修事業等、コミュニケーション支援従事者の育成・確保に努め、需要の伸びに対応できる提供体制を整備します。

《第6期計画の見込量（年間）》

▼手話通訳者・要約筆記者派遣事業

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者数	2人	2人	2人
実派遣件数	356件	366件	376件

⑦日常生活用具給付事業

《サービス量確保の方策》

利用者の要望や障がいの特性、改良が重ねられ続けている用具に合わせて、適切な日常生活用具を給付し、障がいのある人の生活の質の向上を図ります。

《第6期計画の見込量（年間）》

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①介護・訓練支援用具	4件	4件	4件
②自立生活支援用具	6件	6件	6件
③在宅療養等支援用具	30件	32件	34件
④情報・意思疎通支援用具	20件	27件	37件
⑤排泄管理支援用具	1,586件	1,643件	1,702件
⑥居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	2件	2件	2件
⑦重度障がい者バリアフリー支援 機器	2件	2件	2件

※年間延べ件数

⑧手話奉仕員養成研修事業

《サービス量確保の方策》

手話の習得の程度に応じた研修を継続的に実施し、手話奉仕員を養成します。

《第6期計画の見込量（年間）》

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成・研修事業	20人	20人	20人

※年間受講者数

⑨移動支援事業

《サービス量確保の方策》

市内事業所や関係機関と協力して人材育成に努め、利用の需要の伸びに対するサービス提供体制の確保や、利用者の意向を的確に把握し、ニーズに合った支給決定に努めます。

《第6期計画の見込量（年間）》

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	事業所数	35 か所	35 か所	35 か所
	時間	6,659 時間	6,659 時間	6,659 時間
	利用者数	2,700 人	2,700 人	2,700 人

※委託事業者数、年間延べ時間数、年間延べ利用者数

⑩地域活動支援センター機能強化事業

《サービス量確保の方策》

特定の障がいを対象に専門的な支援を行う事業所もあり、その特色に応じて、利用者の特性や希望に合った支援を受けられるための情報提供や、他のサービスを含め適切なサービスを利用できるよう、関係機関との連携や情報共有に努めます。

《第6期計画の見込量（年間）》

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
基礎的事業	事業所数	2 か所	2 か所	2 か所
	利用者数	1,073 人	1,108 人	1,143 人

※委託事業者数、年間延べ利用者数

⑪その他のサービス

《サービス量確保の方策》

それぞれのサービスについて市のホームページ、広報等に提供するとともに、「栗東市障がい福祉のてびき」でサービス周知を図り、利用を促進します。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援	162 人	164 人	166 人
訪問入浴サービス事業	6 人	6 人	6 人
スポーツ・レクリエーション教室 等開催事業	710 人	710 人	710 人
点字・声の広報等発行事業	12 人	12 人	12 人
生活行動訓練事業	25 人	25 人	25 人
芸術・文化開催事業	8 人	8 人	8 人

※年間実人数

ただし、日中一時支援、訪問入浴サービス事業については支給決定者数

4. 障がい児サービスの見込量と確保の方策

● サービス内容 ●

サービス	実施内容
児童発達支援	就学前の発達支援を必要とする児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能や集団生活への適応訓練などを行います。
医療型 児童発達支援	上下肢または体幹機能の障がいのある児童に、児童発達支援と治療を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等により、外出が著しく困難な障がいのある児童の居宅を訪問して、発達支援を行います。
放課後等 デイサービス	学校通学中の支援を要する児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
障がい児相談支援	児童福祉サービスを利用するすべての方を対象として、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

①児童発達支援

《サービス量確保の方策》

事業所数の増加を踏まえ、保護者が児童にとって必要な支援を受けられる事業所を適切に選択ができるよう、情報提供に努めます。

令和元年度に児童発達支援センターを圏域に設置しており、児童発達支援センターを中心に、児童発達支援のサービス量を増やすとともに、重層的な療育体制の構築に努めます。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	4,137 人日	4,429 人日	4,770 人日
	85 人	91 人	98 人

※上段は年間延べ日数、下段は月平均利用者数

②医療型児童発達支援

《サービス量確保の方策》

障がいのある児童が必要なサービスを利用できるよう、関係機関との連携に努めるとともに、身近な地域でサービスが利用できるよう、引き続き関係機関との協議に努めます。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	49 人日	49 人日	49 人日
	1 人	1 人	1 人

※上段は年間延べ日数、下段は月平均利用者数

③居宅訪問型児童発達支援

《サービス量確保の方策》

障がいのある児童が必要なサービスを利用できるよう、情報提供及び関係機関との連携に努めます。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	102 人日	102 人日	102 人日
	2 人	2 人	2 人

※上段は年間延べ日数、下段は月平均利用者数

④放課後等デイサービス

《サービス量確保の方策》

障がいのある児童が、ニーズに合った適切な過ごしの方場の選択やサービスの利用ができるよう、引き続き情報提供及び関係機関との連携に努めます。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	25,832 人日	31,782 人日	39,039 人日
	178 人	219 人	269 人

※上段は年間延べ日数、下段は月平均利用者数

⑤保育所等訪問支援

《サービス量確保の方策》

令和元年度に児童発達支援センターを圏域に設置しており、児童発達支援センターを中心とした関係機関の連携体制の整備に努めます。引き続き、障がい児通所支援事業所等が保育所、学校等の育ちの方場での支援に協力できるような支援体制を整備し、障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	48 人日	60 人日	84 人日
	4 人	5 人	7 人

※上段は年間延べ日数、下段は月平均利用者数

⑥障がい児相談支援

《サービス量確保の方策》

市内の相談支援専門員を増やすため、相談支援専門員養成研修を実施する県に対し、研修の定員及び実施回数の増加について、引き続き要望していきます。

また、多様化する相談内容に対応するため、自立支援協議会の相談支援部会を通じて、地域の相談支援体制の充実と重層化を図るなど、相談支援事業者を支援します。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	231 人	269 人	313 人

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、令和4年度を目途に県と連携しながら配置できるように努めます。

《サービス量確保の方策》

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	0人	1人	1人

5. その他活動指標

(1) 発達障がい者等に対する支援

《事業の概要》

国の基本指針においては、発達障がいのある人を早期に発見し、対応するために、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障がいのある人及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要であるとされています。

《今後の見込量（年間）》

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニング※やペアレントプログラム※等の受講者数	10人	10人	10人
ペアレントメンター※の人数	1人	1人	1人
ピアサポート※の活動への参加人数	ニーズに合わせて検討していく。		

● 活動指標の解説 ●

活動指標	指標の解説
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等への受講者数の見込みを定める。
ペアレントメンターの人数	ペアレントメンター養成研修等の修了人数の見込みを定める。
ピアサポートの活動への参加人数	発達障がいのある人によるピアサポート活動に参加した人数の見込みを定める。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

《事業の概要》

精神障がいのある人の地域生活を総合的にサポートするため、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育を一体的に提供できる、精神障がいにも対応できる地域包括ケアシステムの構築が求められています。

上記のシステムの構築にあたり、保健、医療・福祉関係者が、地域課題の抽出や方向性の検討を行うための協議の場の設置及び適切な運営が重要であるとされています。また、障がいのある人を支えるサービスについて、状況に応じて適切に提供できるよう見込みを定めることも求められています。

①保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催

《今後の見込量（年間）》

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の開催回数	5回	5回	5回
関係者ごとの参加者数	22人	22人	22人
協議の場における目標設定及び実施回数	1回	1回	1回

● 活動指標の解説 ●

活動指標	指標の解説
協議の場の開催回数	各市町村（または圏域）の保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の年間の開催回数の見込みを定める。
関係者ごとの参加者数	市町村（または圏域）ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを定める。
協議の場における目標設定及び実施回数	市町村（または圏域）ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを定める。

②精神障がい者の地域移行に向けたサービス提供

《今後の見込量（年間）》

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	2人	2人	2人
うち精神	1人	1人	1人
地域定着支援	2人	2人	2人
うち精神	1人	1人	1人
共同生活援助	2人	2人	2人
うち精神	1人	1人	1人
自立生活援助	2人	2人	2人
うち精神	1人	1人	1人

(3) 相談支援体制の充実・強化のための取組

《活動指標の解説》

国の基本指針では、相談支援体制の充実・強化を目的として、基幹相談支援センターまたはそれに準ずる機能を有した、総合的・専門的な相談支援の実施や相談支援事業者の質の向上に寄与できる体制の構築が重要とされています。

《今後の見込量（年間）》

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問等による専門的な指導・助言件数	144 件	144 件	144 件
相談支援事業者の人材育成の支援件数	6 回	6 回	6 回
相談機関との連携強化の取組の実施回数	6 回	6 回	6 回

● 活動指標の解説 ●

活動指標	指標の解説
訪問等による専門的な指導・助言件数	障がいの種別や各種のニーズに対応できるよう、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
相談支援事業者の人材育成の支援件数	障がいの種別や各種のニーズに対応できるよう、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。
相談機関との連携強化の取組の実施回数	障がいの種別や各種のニーズに対応できるよう、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数見込みを設定する。

(4) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

《活動指標の解説》

障害者総合支援法の理念に基づき、利用者に適切な障がい福祉サービス等を提供できるよう、行政職員が障害者総合支援法の具体的内容を正確に理解するとともに、各種サービスの利用状況を把握し、障がいのある人等に対して適切にサービスが提供されているかを検証し、その結果を関係者間で共有することが重要であるとされています。

《今後の見込量（年間）》

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	5人	5人	5人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	2回	2回	2回
指導監査結果の関係市町村との共有	1回	1回	1回

● 活動指標の解説 ●

活動指標	指標の解説
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	障害者総合支援法の具体的内容の理解を目的として、都道府県や市町村（委託事業含む）が実施する研修への参加人数の見込みを定める。初任者向け研修や権利擁護※・虐待防止に関する研修等への参加、事業者向けの研修の聴講等が想定される。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システムの審査結果について分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有する機会の実施回数を見込みを定める。
指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

この計画は、障がいのある人への啓発やサービス提供が総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどの他分野にもかかわる計画です。

そのため計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的に事業などを進める必要があります。「栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進検討委員会」において、その進捗状況の点検・評価を行います。さらに、毎年、「栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進協議会」において、計画の進捗状況やサービス見込み量等について達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

また、栗東市障がい児・者自立支援協議会と連携を図り、計画を推進していきます。

2. 地域における各種関係団体、民間企業等との連携

障がいのある人の地域移行や就労支援などを進めるためには、行政だけではなく、住民、各種関係機関・団体や民間企業の協力が必要です。そのため、地域における関係団体と連携しながら計画の推進を図ります。

3. 計画の見直し

計画の期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

「障がい福祉計画」については、令和6年度において、「障がい児福祉計画」と併せてその取組状況を検証し、進捗状況に応じて成果目標及び活動指標の見直しを行うこととします。

SDGs の推進について

持続可能な開発目標（SDGs）は、2015 年9月の国連サミットで採択された、2016 年から2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17 のゴールと169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

本市では、総合計画にて各分野の取り組みとSDGsの17のゴールを対応させ、SDGsの達成に向けて取り組みを推進しています。障がい福祉分野においては、「3. すべての人に健康と福祉を」「10. 人や国の不平等をなくそう」の2つのゴールを該当する目標として掲げており、本計画の推進にあたっては、この2つのゴール達成に向けて取り組みを進めます。



資料編

1. 用語解説

あ行

アイマスク体験学習

アイマスクをつけて歩いたり、階段の上り下り等を体験したりすることにより、視覚障がいのある方の生活を「疑似体験」し、自分にできることは何かを学んでいく学習。また、目の不自由な人と一緒に歩くときのガイド（手引き）方法を学習することもある。

アクセシビリティ

年齢的・身体的条件にかかわらず、だれでも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

一般相談支援

2012（平成 24）年 4 月から、障害者総合支援法への法改正により「相談支援」の定義が、基本相談支援・地域相談支援・計画相談支援に分けられ、基本相談支援及び地域相談支援の双方を行う事業を一般相談支援事業という。

インクルーシブ

障がいのあるなしで区分することなく違いを認め、すべてを包み込む学校・社会が望ましいという考え方。

ウェブアクセシビリティ

年齢的・身体的条件にかかわらず、だれもがホームページなどで提供されている情報にアクセスし、利用できること。

か行

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等にかかわる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

キャリア教育

「キャリア」とは、人が、生涯のなかで様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねを意味し、キャリア教育とは、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育をいう。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（障害者優先調達法）

障がい者就労施設等で就労する障がいのある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入（調達）することを推進することを目的とする法律。

ケアマネジメント

障がいのある人の多様なニーズを把握し、様々なサービス提供機関と調整を行いながら支援計画を作成し、適切なサービスを提供すること。

権利擁護

自己の権利や援助の必要性を表明することが困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理として権利や支援獲得を行うとともに、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けるための支援。

合理的配慮

障がいのある人から、社会の中にある障壁を取り除くために何らかの対応を必要とするとの意思を伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応すること。行政においては義務、事業者においては努力義務として、障害者差別解消法にて定められている。

J エクスペ

Job-Experience = 職業体験。就業する喜びと厳しさについて職場体験を通じて感じてもらい、その後の就労につなげることを目的とした事業。

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例

すべての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざした条例。「障がいの社会モデル」の考え方を定義し、合理的配慮の提供等を義務化したことや、相談・解決の仕組みを整備することがポイントとなっている。一部を除き 2019（平成 31）年 4 月施行。

障害者基本法

障がい者のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障がい者のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。

障がい者相談員

障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な助言や指導を行うとともに、障がい者の地域生活の支援、地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力などを行う、市が委嘱し、活動している相談員。

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、並びに障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約。2006（平成 18）年 12 月 13 日、第 61 回国際連合総会において採択され、日本は 2007（平成 19）年 9 月 28 日に署名、2014（平成 26）年 1 月 20 日に批准した。前文と本文 50 条からなり、教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障がいを理由とする差別を禁止し、障がいのある人に他者との均等な権利を保障することを規定している。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

障がいのあるなしにかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。

障がい福祉サービス

個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定を行う支援。介護の支援を受ける「介護給付サービス」と訓練の支援を受ける「訓練等給付サービス」がある。

障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013（平成 25）年 6 月に制定された。一部の附則を除き 2016（平成 28）年 4 月から施行。

自立支援協議会

相談支援事業を適切に運営するとともに、障がい福祉を進める仕組みづくりに関する協議を行う場として、当事者団体、保健・医療・福祉・保育・教育・就労などの関係機関、市などで構成する協議会。

成年後見制度

知的障がい・精神障がい・認知症などにより判断能力が十分でない人を不利益から守るために、本人を保護・支援する後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、財産管理や契約などに関して本人の代わりに判断したり、同意や取り消しなどを行う制度。

た行

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例

あらゆる人々が個人として尊重され、住み慣れた家庭や地域社会でいきいきと生活できる社会をめざし、県民一人ひとりが社会に積極的にかかわるとともに、県、県民及び事業者が協働して、だれもが自らの意思で自由に行動でき、安全で快適に生きがいを持って暮らすことのできる福祉のまちづくりを進めるための条例。一部を除き 1994（平成 6）年 10 月施行。

地域移行

障がい者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神に障がいのある人を地域における生活に移行するための支援。

地域福祉権利擁護事業

日常生活を送るのに不安があったり、サービス利用等の判断が一人で十分にできない人が、本人の代わりに日常生活の援助を受けるためのサービスの申し込みや、契約、金銭管理などを専門員や生活支援員に頼むことができる事業。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるために、一人ひとりの状況やその変化に応じて、福祉サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援（住まい、医療、介護、予防、生活支援）を、継続的かつ包括的に提供する仕組みをいう。

チャレンジウィーク

中学校において 5 日間以上の職場体験を実施し、働く大人の生きざまにふれたり、自分の生き方を考えたりする機会とし、自分の進路を選択できる力や将来社会人として自立できる力を育てるもの。滋賀県では、文部科学省の推進に合わせ、平成 19 年度から、県内のすべての公立中学校（100 校）で 5 日間の職場体験に取り組んでいる。

特定相談支援事業

2012（平成 24）年 4 月から、障害者総合支援法への法改正により「相談支援」の定義が、基本相談支援・地域相談支援・計画相談支援に分けられ、基本相談支援及び計画相談支援の双方を行う事業を特定相談支援事業という。

特別支援学級

障がいのある児童・生徒に学習や生活上の課題を踏まえた教育を行うために、小・中学校に設置する学級。

特別支援学校

障がいにより学習や生活上の困難がある子どもに、手厚くきめ細やかな教育を行うために設置されている学校。

特別支援教育

障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育ニーズに沿った適切な指導や支援を行う学校教育の制度。

な行

難病

原因不明で、治療方針が未確定であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけではなく、介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担が大きい疾病。

は行

HUG

静岡県地震防災センターが開発した「避難所運営ゲーム」のこと。ある市の避難所運営を任せられたという想定の下で、次々にやってくる避難者の状況や要望を考慮しながら、迅速かつ適切に対応する術を学ぶゲーム様式の教材で、避難所で起き得る状況の理解と適切な対応を学ぶことができる。

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

※アスペルガー症候群・・・知的障がいがない、あるいはほとんどないが、自閉症同様の「かわり」「コミュニケーション」「こだわり」の障がいという3つの特徴を併せ持った発達障がい。

※学習障がい・・・知的発達に遅れはなく、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどのうち特定の能力に著しい困難がある発達障がい。

ピアサポート

医療・心理・福祉などの専門家による相談活動ではなく、同じ問題・課題・不安などを共有する仲間（ピア）の間で、相互的に助け合うこと。

福祉避難所

災害時に、障がいのある人等を一時受け入れるための施設。

ペアレントトレーニング

保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性をふまえたほめ方やしかり方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とするトレーニングのこと。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、プログラムのこと。

ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報の提供等を行う。

や行

ユニバーサル化

ユニバーサルデザイン化。障がいのあるなし・年齢・性別・国籍等の違いを超えて、だれもが利用しやすいよう、あらかじめ配慮し、まちづくりや建物・施設・製品等のデザインをしていこうという考え方。

ら行

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階のこと。

リハビリテーション

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な自立をめざす一連の過程。また、障がいのある人の人間らしく生きる権利を回復し、自立と参加をめざすという考え方。

2. 策定委員会設置要綱

栗東市障がい者基本計画及び栗東市障がい福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者福祉を推進するために、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定による栗東市障がい者基本計画（以下「基本計画」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定による栗東市障がい福祉計画（以下「福祉計画」という。）を策定するため、栗東市障がい者基本計画及び栗東市障がい福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長からの諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 第2期基本計画及び第5期福祉計画の検証に関すること。
- (2) 第3期基本計画案及び第6期福祉計画案の策定に関すること。
- (3) その他基本計画案及び福祉計画案の策定に関し必要な事項に関すること。

2 委員会は、前項の調査及び検討の結果を市長に報告するものとする。

(委員)

第3条 委員会は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

3. 策定委員会名簿

	参画機関	役職	委員名
1	龍谷大学社会学部現代福祉学科	准教授	樽井 康彦
2	栗東地区障がい者事業所連絡協議会 おもや	所長	小川 緒理江
3	栗東地区障がい者事業所連絡協議会 くりのみ作業所	所長	河村 一昭
4	栗東市心身障害児（者）連合会 栗東市心身障がい児者父母の会	会員	鈴木 都紀子
5	栗東市心身障害児（者）連合会 栗東市身体障害者更生会	副会長	川寄 千頼
6	守山・栗東障害者相談支援センター みらいく	所長	太田 珠美
7	精神障がい者地域生活支援センター 風	所長	黒木 稔
8	栗東市社会福祉協議会	会長	平田 善之
9	栗東市自治連合会	副会長	井波 義彦
10	栗東市民生委員児童委員協議会連合会	大宝学区会長	田中 善行
11	草津公共職業安定所	上席職業指導官	永見 明
12	湖南地域障害者就業・生活支援センター りらく	センター長	相馬 佐保
13	滋賀県南部健康福祉事務所	次長	黒橋 真奈美
14	市幼児課	参事	本山 真知子
15	市学校教育課	指導主事	井上 真澄
16	栗東市聴覚障害者協会	会員	野田 淳子
17	栗東市視覚障害者福祉協会	評議員	中尾 恭夫
18	滋賀県中途失聴難聴者協会	会員	滝口 晶子
19	NPO 法人しが盲ろう者友の会	会員	岡本 克司
20	地域住民	公募	大屋 和代
21	地域住民	公募	林 桂子

(敬称略)

4. 策定経過

開催日	内 容
令和2年6月22日～ 7月3日	第1回 第3期栗東市障がい者基本計画・第6期栗東市障がい福祉計画策定委員会※ ・アンケート調査について
令和2年7月15日～ 10月12日	障がい者関係団体・関係事業所へのアンケート調査ヒアリング実施
令和2年7月29日～ 8月12日	アンケート調査実施
令和2年10月5日	第2回 第3期栗東市障がい者基本計画・第6期栗東市障がい福祉計画策定委員会 ・アンケート、ヒアリングの結果について ・第3期栗東市障がい者基本計画等の骨子案について ・「栗東市手話言語条例」「栗東市市民をつなぐ情報コミュニケーション条例」について
令和2年11月16日	第3回 第3期栗東市障がい者基本計画・第6期栗東市障がい福祉計画策定委員会 ・第3期栗東市障がい者基本計画等の素案について
令和2年12月23日～ 令和3年1月19日	パブリックコメントの実施
令和3年1月25日～ 令和3年2月8日	第4回 第3期栗東市障がい者基本計画・第6期栗東市障がい福祉計画策定委員会※ ・パブリックコメントの報告 ・第3期栗東市障がい者基本計画等の最終確認について

※第1回及び第4回の策定委員会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、書面会議にて、開催をしました。